

第1部 総 則

第1章 計画概要

1. 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、湧水町防災会議が作成したもので、町域にかかる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2. 業務の大綱

町及び防災関係機関は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の通知に基づき、必要な救助の実施にあたる。処理すべき事務又は業務の大綱は、下記によるほか、県の計画による。

処理すべき事務又は業務の大綱	
町	
<ul style="list-style-type: none">・ 防災会議に関する業務であること。・ 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。・ 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。・ 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。・ 災害者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。・ 被災した町管理施設の応急対策に関すること。・ 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。・ 災害時における交通輸送の確保に関すること。・ 被災者に対する融資等被災者振興の対策に関すること。・ 被災施設の復旧に関すること。・ 関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。・ 災害対策に係わる広域応援協力に関すること。	
消防	
<ul style="list-style-type: none">・ 消防及び救急に関する事務（消防団に関する事務を除く。）・ 災害対策に関する所掌事務	
警察	
<ul style="list-style-type: none">・ 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護・ 災害時における社会秩序及び交通の維持	
自衛隊	
<ul style="list-style-type: none">・ 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、防疫、給水等のほか災害通信の支援に関すること。・ その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。	

3. 町民及び事業所の基本的責務

(1) 町 民

「自らの身の安全は、自ら守る。」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する。」共助が防災の基本である。

町民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄や火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする県・町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、町民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、県及び他の市町村と連携・協働し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 事業所

事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、県、町及びその他の行政機関と連携・協働し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

特に、火山災害危険予想区域図で危険区域内にある事業所は、事業所内における避難体制の整備、関係機関との連携強化を図る必要がある。

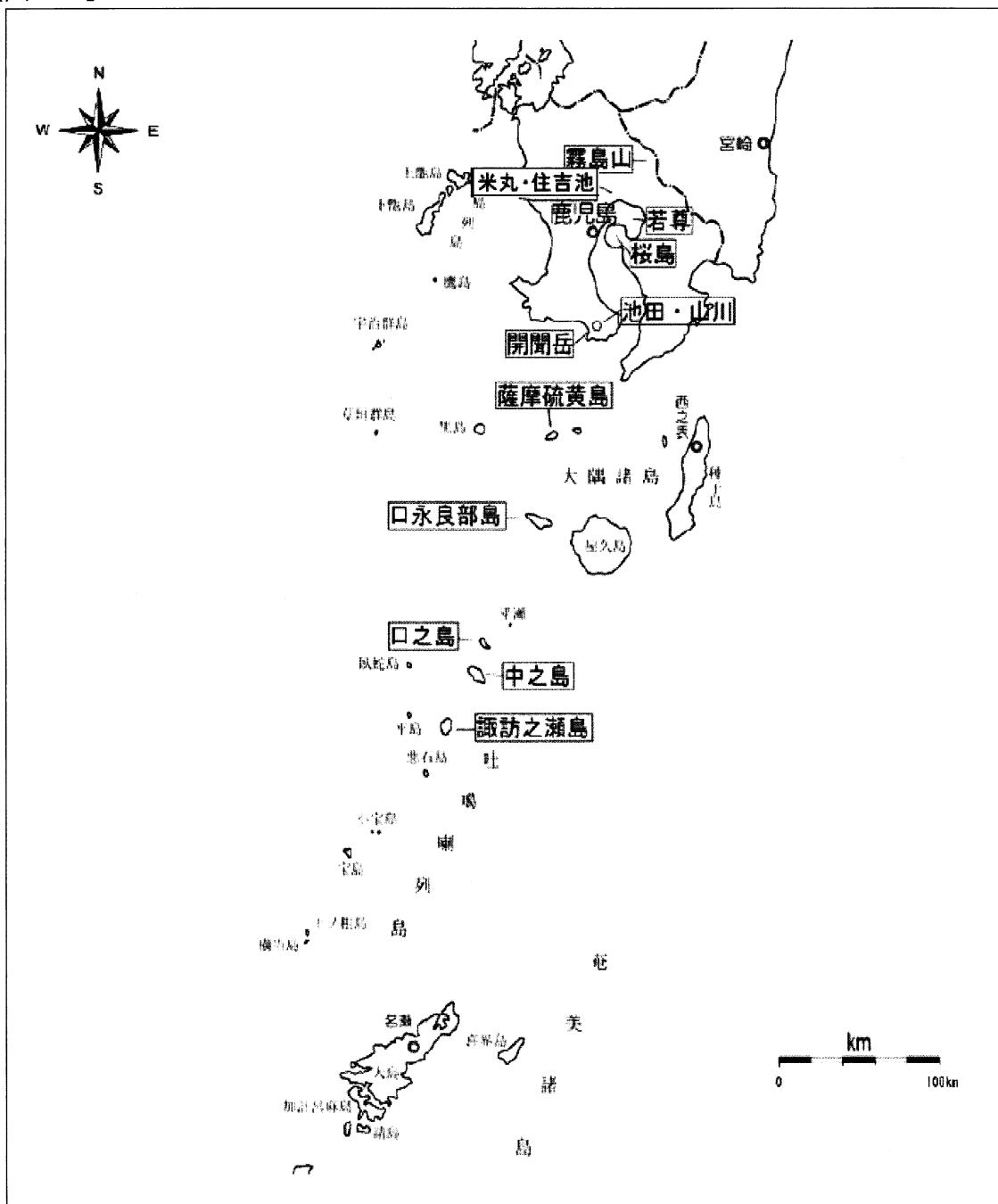
また、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

4. 鹿児島県の火山の概要

(1) 火山の分布

西日本は、島根県三瓶山から沖縄県の西表島北方の海底火山まで、火山が南北に続いている。県内では、北から霧島山、米丸・住吉池、若尊、桜島、池田・山川、開聞岳、薩摩硫黄島、口永良部島、口之島、中之島、諫訪之瀬島の11の活火山が分布するほか、悪石島のように活火山には分類されていないが、現在でも噴気活動を続けている火山島がある。図-1は、南九州の活火山の分布状況を示す。

【図-1】



南九州地域の火山の分布図

(2) 火山活動状況

最近3,000年の火山活動について、地質学的或いは、古文書等で確認された噴火活動史が、図-2のようにまとめられている。(小林ほか、1989) それによると、約3,000年前から2,000年前にかけて、霧島山の御鉢、桜島の南岳、開聞岳といった火山体を形成するような大規模な噴火が起こったほか、薩摩硫黄島等でも火山活動が活発であったと推定されている。

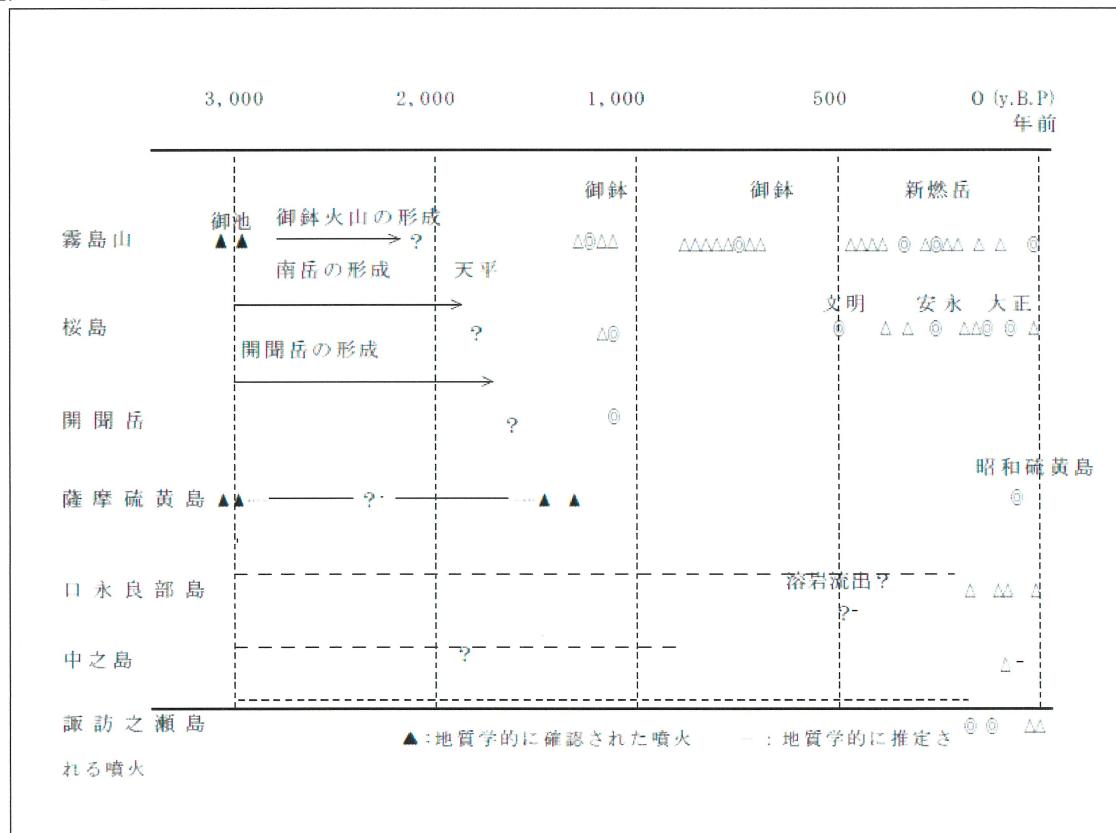
また、1,100年前頃には、霧島山の御鉢、桜島、開聞岳で、大規模な噴火が起こり、周辺地域に大量の噴出物を放出した。

霧島山、桜島、開聞岳の3火山は、1,200年前頃から古文書で噴火の記録を見る事ができるが、薩南諸島では文書資料が乏しく、噴火に関する記録は確認できていない。

また、地質学的研究もあまり進んでいないため、詳細な噴火史は不明である。

町に關係する火山（霧島山及び桜島）について、県防災計画によると20世紀以降は、図-3のようにまとめられている。(小林ほか、1989) これによれば、数100年或いは数10年のオーダーで噴火を繰り返していることが分かり、今後も活発な噴火活動が想定される。

【図-2】



最近3,000年間の鹿児島県（南九州）の火山活動史（小林ほか、1989）【県防災計画から引用】

【図-3】

年代	霧島山		桜島
1900	御鉢、新燃岳で有史以来数十回の噴火を記録 1880～1903 御鉢、断続的に噴火 死者2名		約13,000年前以降、活動開始
1920	1913 御鉢噴火 1914 御鉢噴火	1913 加久藤カルデラ群発地震 1915 加久藤カルデラ群発地震	1914 大噴火【大正噴火】 地震・噴火で家屋被害 死者29名
1940	1923 御鉢噴火 死者1名		1939 噴火
1960	1959 新燃岳噴火 森林、農作物に被害	1942、1949、1954 霧島山で温泉地すべり 死者多数	1941 噴火 1942 噴火 1946 大噴火【昭和噴火】
1980	1976 御鉢群発地震 1978 新燃岳群発地震 1979 韓国岳地震	1961 加久藤カルデラ群発地震 1966 加久藤カルデラ群発地震 1968 えびの地震 1975 加久藤カルデラ群発地震 1976 地震 1978 地震	1950 爆発 1955 噴火 農作物に被害 死者1名 1960～1963 爆発 1972 断続的に爆発 噴出岩塊・落下火碎物による被害多数
2000	1981、1983、1985、1988、 新燃岳群発地震 1991 新燃岳群発地震 ▼1991 韓国岳水蒸気の噴出 1993、1994、1995 新燃岳群発地震		
2020	新燃岳 2008 水蒸気噴火 2010 水蒸気噴火(数回) 2011 マグマ水蒸気噴火 【中規模】 降灰・空振 1/26～27 準プリニー式噴火 2017 噴火 2018 噴火		2006 昭和火口噴火活動再開 2015 ダイク貫入(噴火無)

20世紀以降の火山活動（霧島山及び桜島）

5. 火山災害の想定

(1) 火山災害要因

町に関係する火山（霧島山及び桜島）が、火山活動を開始したときに予想される災害要因は、表－1のとおり。

【表－1】

災 害 要 因	霧 島 山	桜 島
噴 出 岩 塊	◎	◎
降 下 火 碎 物	◎	◎
火 碎 流	◎	◎
溶 岩 流	◎	◎
泥流・土石流	◎	◎
空 振	◎	◎
山 体 崩 壊 (岩屑なだれ)	△	△
津 波	×	○
火 山 ガ ス	◎	○
地 震	△	◎
地 盤 变 動	△	◎
凡 例	◎：発生の危険が高い。 △：発生に注意を要する。 －：検討を行っていない。	○：発生の危険がある。 ×：発生の危険が低い。

予想される火山災害要因

(2) 湧水町に関する火山災害の想定

概要		火山防災マップ
<p>霧島山は、宮崎・鹿児島県境に位置する加久藤カルデラの南縁部に生じた玄武岩・安山岩からなる小型の成層火山・火碎丘等であり、20を超える火山体が識別できる。成層火山としては甑岳、新燃岳、中岳、大幡山、御鉢、高千穂峰などがあり、火碎丘としては韓國岳、大浪池などがある。御池はマールである。山体の大きさに比べて大きな火口をもつ火山が多い。</p> <p>また、大浪池、大幡池、御池、六觀音池など多くの火口湖がある。有史以降、主に御鉢と新燃岳で噴火を繰り返してきた。</p> <p>① 御鉢での噴火記録は、788（延暦7）年に始まり、以降多くの記録がある。近代では明治から大正時代にかけて噴火を繰り返し、死傷者や家屋の焼失などの被害をもたらした。</p>	① 御鉢	
<p>② 新燃岳での噴火記録は、1637（寛永14）年に始まり、1716（享保元）年～1717（享保2）年の噴火では、火山碎屑物や火碎流によって死傷者、寺社や家屋の焼失、田畠の埋没、家畜の大量死などの被害をもたらした。</p> <p>また、2011（平成23）年1月には、約300年ぶりといわれるマグマ噴火が発生し、高千穂河原には、火山噴出物が約6cm堆積するとともに、火口内には溶岩が蓄積された。</p> <p>その後、2017（平成29）年10月及び翌年3月にも噴火が発生し、火口内には溶岩がさらに蓄積され、その一部は火口北西部から流下している。再び、火山活動が活発化した場合湧水町は、新燃岳に通ずる登山道を有しており、登山客等の安全確保や火山灰による被害対策が求められる。</p>	② 新燃岳	
<p>③ 硫黄山は、霧島山の中で最も新しい火山である。噴火の記録は、大規模な噴火が過去2回あったとされるが、2013（平成25）12月頃より火山活動が活発になり、2018（平成30）年4月には、約250年ぶりの噴火が起こった。</p> <p>この噴火に伴い、硫黄山付近を流れる長江川（川内川の支流）に硫酸やヒ素等の重金属を含んだ温泉水が流入、川内川が白濁化し、生息する魚の死骸が大量に見つかるとともに、河川下流域で稻作を断念する等農業被害も発生した。再び火山活動が活発化した場合、湧水町は、2018年同様の対策の他、状況により、20cm以上の降灰対策や山林火災への対策が求められる。</p>	③ 硫黄山	
<p>桜島は、約2万6千年前から活動を始め、大規模な噴火を繰り返しながら成長してきた。その後、記録に残る最も古い708（和銅元）年の噴火以降、安永噴火（1779年）や大正噴火（1914年）等のように大規模な山腹噴火が、約百年から数百年の間隔で起こっている。近代に起こった大正噴火（1914年）では、噴煙が約8,000m以上も上昇し、軽石や降灰が多いところで約2m降り積もった。さらに、流出した溶岩で桜島と大隅半島が陸続になった。噴火に加えて、鹿児島湾内を震源とするM7.1の地震などもあって多数の死傷者が発生したほか、家屋の埋没や倒壊・焼失農林水産業等の壊滅的な被害もあり、多くの人が県内外へ移住せざるを得なくなったり。また、降り積もった火山灰等による度重なる土石流で、死傷者や建物の流出などの被害があった。</p> <p>現在の桜島におけるマグマ溜まりのマグマ蓄積量は、大正噴火時の量に迫っていると言われ、今なお活発な活動を続けている。</p> <p>大正噴火規模の噴火が発生した場合、湧水町は、震度5程度の地震及び10～50cmの降灰対策が必要な中、広域避難受入れ自治体としての役割も求められている。</p>	桜島	

余 白

第2章 災害予防

本章の構成は、以下のとおり。

区分	内容
1 火山災害に強い地域づくり	(1) 火山災害予防計画の基本目標 (2) 火山災害に強い地域づくり
2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	(1) 住民等の避難誘導体制 (2) 情報収集と連絡体制 (3) 災害応急体制 (4) 救助・救急、医療及び消火活動 (5) 緊急輸送活動 (6) 避難収容活動 (7) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達等 (8) 施設・設備の応急復旧 (9) 被災者等への的確な情報伝達 (10) 二次災害の防止 (11) 複合災害対策 (12) 防災訓練の実施指導 (13) 災害復旧・復興への備え
3 町民の防災活動の促進	(1) 防災思想の普及・徹底 (2) 防災知識の普及・訓練 (3) 町民の防災活動の環境整備 (4) 地域における要配慮者対策
4 火山災害及び火山災害対策に関する研究成果の活用等	(1) 町民に対する防災教育 (2) 火山観測への協力

1. 火山災害に強い地域づくり

(1) 火山災害予防計画の基本目標

基本目標は、以下のとおり。

- 火山をよく知り、噴火災害に備える。
- 噴火災害を想定した地域づくりを進める。
- 防災組織力の向上を図る。
- 噴火予知のための観測体制と情報伝達体制の整備を進める。

(2) 火山災害に強い地域づくり

火山及び周辺地域は、火山災害の危険区域であると同時に生活の場でもある。

住民が安心して快適な生活が営めるよう、火山噴火災害危険区域予測図の成果を踏まえ、施設整備を進めるとともに、安全を確保しやすい地域づくりを推進する。

また、自然環境の保全や社会資本の被害を最小限に食い止めるよう留意する。

この際、平常時から火山災害対策の諸施策を推進するとともに、交通、通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む火山災害に対する安全性の確保に努める。

ア 広域火山災害対策の推進

防災に関する諸施設の整備等を計画的に推進する。

イ 町土保全事業の推進

河川、道路、その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治山・治水事業、砂防事業、その他の火山災害対策事業を活用し、計画的・総合的な防災対策に留意する。

ウ 土砂災害防止事業の推進

火山周辺は、シラス土壌が51%を占めている上、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、斜面崩壊等による土砂災害を受けやすい。

このため、各種の災害防止事業を推進し、土砂災害の防止に努める。

活用できる事業は、以下のとおり。

- 山地災害危険地区の災害防止事業
- 土石流危険渓流等の災害防止事業
- 地すべり危険箇所の災害防止事業
- 急傾斜地崩壊危険箇所等の災害防止事業

工 主要交通・通信機能強化

火山災害を防止し又は被害の拡大を防ぐため、主要な道路等基幹的な交通・通信施設について、その安全性の確保に努める。

オ 警戒避難体制の強化・拡充

火山防災マップ等で危険地域と想定される地区内には、今後開発整備を抑制するか、やむを得ず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い地区であることを十分念頭に入れた上で整備する等指導、誘導を行う。

また、噴火の危険性を早く住民に知らせる体制づくりを推進する。

カ 避難道路・ヘリポートの整備

火山噴火による危険から逃れるため、短時間に多数の住民等の避難が可能な避難道路やヘリポートの整備に努める。

特に、既存の施設を有効に活用し、常日頃から改良及びのり面や擁壁の点検に努めるとともに、堆積した火山灰等、障害物を速やかに除去できる体制の整備を図り、避難に必要な機能を維持する。

この際、道路やヘリポートは標識を設置し、避難場所等の方向も明記する。

キ 退避舍・退避壕の整備

一般的に退避壕とは、火山の噴火に伴う噴石の衝突に対する一定の衝撃耐力を有し、住民や登山者・観光客等が緊急的に退避することを想定した施設である。

また、退避舍は、退避壕が持つ噴石への衝撃耐力に加え、住民等が火山活動や噴火警戒レベルの引き上げ等に合わせて避難する際、一定時間の退避を想定した施設であり、主に島嶼部等の火山において、船舶等による避難が可能になるまで一定時間を過ごすことなどが想定されている。

ただし、退避壕及び退避舍（以下「退避壕等」という。）は、大きな噴石やらゆる火山災害要因に対して安全性を確保するものではなく、必ずしも災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所（第49条の4）として或いは活火山法に基づく退避施設（第15条）として、位置づけが可能な施設ばかりではない。

なお、退避壕等の充実にあたっては、火山毎に利用形態や想定される火山災害も異なることから、火山防災協議会等を中心に検討するなど、専門家や関係機関の意見も踏まえながら整備することが望ましく、「活火山における退避壕等の充実に向けた手引き（平成27年12月：内閣府[防災担当]）」を参考に既存施設の機能強化や新規の整備について検討する。

新規の施設整備にあたっては、平時からの施設の利活用や施設の適切な維持・管理等を勘案すると、退避壕専用施設の整備だけでなく、衝撃耐力を高めた展望台や案内施設、環境美化・保全を目的としたトイレや休憩所、突然の降雨や落雷等から身も守る登山用の避難小屋等の施設等の構造物の援用等も含め、退避機能の充実に向け、幅広い検討が必要である。

ク 避難所等の整備・充実

大きな噴火が予測されるときは、危険区域内に生活している住民を速やかに危険区域外に避難させることが必要である。

原則的に避難所は、専用施設として長期間の住民の生活にも耐えられる諸施設の整備に努めるとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難所の整備に努める。

この際、火山災害用だけではなく、他の災害の避難所としても活用できるように留意する。

ケ 防災拠点の整備

行政、医療、福祉、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を整備するとともに、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備を検討する。

また、防災拠点は、その機能を一層効果的に発揮するため、地域の中核的施設となる小・中・義務教育学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置することが望まれる。

コ 公共施設等の安全性確保

不特定多数の者が使用する施設及び学校並びに医療機関等の応急対策上重要な施設は、不燃堅牢化を推進するなど火山災害に対する安全性の確保に努める。

特に、火口周辺（10km以内）及びその周辺地区の学校等においては、窓ガラスの破損・飛散防止など火山噴火時の空振対策及び噴石対策に努める。

また、定期的に公共施設の立地条件等の安全点検を実施する。

この際、点検結果に基づき、安全性に問題のある箇所及び緊急性の高い箇所から計画的・重点的に施設整備を行う。

サ ライフライン施設等の代替性の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから上水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに必要に応じて系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

火山災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策を行うため、住民の生命、財産を守るために必要な情報伝達のネットワーク、避難誘導対策を確立する。さらに、火山活動が終息したあとに災害復旧・復興を実施するための備えを充分に行う。

(1) 住民等の避難誘導体制

ア 地域住民に対する避難誘導体制の整備

噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて、噴火警戒レベルに応じた避難開始時期、避難対象地域、避難先、避難経路・手段等を明らかにした具体的で実践的な避難計画を策定する。

イ 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人及びボランティア団体等の多様な主体の協力を得て、平常時から個人情報の保護の範囲や取扱いを整理した上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

また、情報伝達体制及び避難誘導体制の整備に努める。

ウ 観光客に対する避難誘導体制の整備

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、火山防災マップ等を提示するなど火山の特性を周知するほか、町等の指導・助言を得て、発災時の避難誘導に関する計画の作成、訓練の実施に努める。

(2) 情報収集と連絡体制

火山に関する情報は、住民等からの噴火前兆現象に関する情報と気象台の発表する噴火予・警報、火山に関する情報に大きく区分される。

噴火警報はさらに、噴火警報、火口周辺警報に区分されるが、いずれも正確かつ迅速な情報の収集と伝達、連絡が重要である。

また、霧島山（新燃岳、御鉢、えびの高原（硫黄山）周辺、大幡池）、桜島等では噴火警戒レベルが運用されており、噴火予・警報、火山に関する各種情報とともに有効利用することが望まれる。

また、次のように常日頃からの施設整備の充実及び体制づくりが重要である。

ア 災害対策本部を中心とした被害情報の収集・連絡体制の確立

火山の大噴火又はそのおそれがあり、事態が重大と認められるときは、直ちに災害対策本部を設置すると同時に、県等と連携して被害情報を収集しつつ住民及び防災関係機関等との間に、被害情報の収集・連絡体制を確立する。

イ 情報の収集・連絡体制の整備

(ア) 県を通じた情報収集

消防・防災ヘリコプターを活用した映像、画像情報の入手、活用に努める。

(イ) 情報の収集員、連絡員の指定

被害情報の収集・連絡を行うため、災害現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備に努める。

(ウ) 住民からの連絡体制

住民からの前兆現象及び被害情報等が円滑かつ迅速に伝達できるように、あらかじめ連絡体制を整え、住民への周知・徹底を図る。

(エ) 県、気象台との連携強化

連絡体制を整備し、相互に連携強化を図る。

(オ) 大学等研究機関等との連携

住民及び関係機関等からの情報を入手したときは、県を通じて、直ちに京都大学防災研究所附属火山活動研究センター等の大学等研究機関等へ、伝達するとともに相互に連絡強化を図る。

ウ 情報の分析整理

(ア) 専門家の助言の活用及び人材の育成

火山の観測・研究に携わっている気象台や大学研究員等専門家の見解は、火山災害対策上大きな役割を担うことから、防災対策を検討する際は、必要に応じて、専門家から助言等を得る。

また、日頃から専門家との情報交換会を開催し、火山活動の状況を把握するとともに、情報の分析能力を高め、かつ、お互いの人間関係を深め、情報が正確に伝達できる体制を確立しておく。

(イ) 災害情報の収集・蓄積、活用

平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の最新データの収集・蓄積、活用に努める。

エ 通信手段の確保

(ア) 災害に対する安全性の確保

災害時における情報通信の重要性に鑑みて、災害時の通信手段の確保のため次の施策を積極的に推進する。

○ 情報通信施設の火山災害に対する安全性の確保

○ 次の防災対策の推進

・ 停電対策

・ 情報通信施設の危険分散

・ 通信の多ルート化

・ 通信ケーブル・無線を活用したバックアップ対策

・ デジタル化の促進

○ 災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発

(イ) 防災行政無線の拡充・整備

住民への重要な被害情報伝達手段となる防災行政無線（戸別受信機）の拡充整備に努める。

(ウ) 非常通信体制の整備等

有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(エ) 平常時の運用・管理

災害時の情報通信手段は、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等にあたっては、次の事項を考慮する。

- 災害時における緊急情報連絡の確保
- 災害に強い伝送路の構築
- 非常災害時の通信の確保
- 移動通信系の運用（通信輻輳及び途絶時の対策）
- 移動通信系の活用体制の整備
- 画像伝送無線システムの活用
- 災害時優先電話等の効果的活用
- 無線電話等の機器への習熟
- 情報通信手段の管理・運用体制の構築

(3) 災害応急体制

ア 職員の体制

(ア) 非常参集体制の整備及び訓練

専門的経験・知識を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲内での必要な宿舎の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、非常参集体制の整備を図る。

また、交通の途絶、職員等の被災等により、職員の動員が困難な場合を想定した訓練等の実施に努める。

(イ) マニュアルの作成及び訓練

応急活動のマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い活動内容や装備・資機材の使用方法等への習熟、その他、職員や関係機関等との連携等について徹底を図る。

イ 防災関係機関相互の連携体制

(ア) 相互応援協定の締結

防災関係機関等との間で、応急活動及び復旧活動に関して、相互応援の協定を締結するなど、連携強化に努める。

(イ) 消防相互応援体制の整備

消防相互応援体制及び緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(ウ) ヘリポート等の救援活動拠点の確保

機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。

ウ 自衛隊との連携体制

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、効率的かつ迅速に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な事項について整備しておく。

エ 火山防災協議会

活火山法第3条第1項に規定される火山災害警戒地域の指定があった県及び市町村には、活火山法第4条の規定により、火山毎に想定される火山現象の状況に応じて、県、市町村、国、火山専門家等の関係機関が、一堂に会して警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、協議会(以下「火山防災協議会」という。)が組織される。

オ 火山防災連絡会

平時又は発災時(火山活動の活発化を含む。)に関わらず、県、市町村、消防、警察、自衛隊及び火山専門家等において、情報共有及び必要な検討等を迅速かつ円滑に行えるよう、火山毎に火山防災連絡会が設置される。

なお、火山防災連絡会を開催する主な目的は、以下のとおり。

- 平時からの情報共有及び知識の蓄積等
- 発災時(火山活動の活発化を含む。)の情報共有や調整
- 火山防災協議会へ諮る事項の事前調整
- 上記以外で、県が必要と認めたとき。

カ 防災中枢機能等の確保・充実

(ア) 防災拠点等の整備及び備蓄・調達体制の整備

防災中枢機能を果たす施設・設備の充実、火山災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する防災拠点の整備に努める。

また、食料、飲料水等の備蓄及び調達体制の整備充実に努める。

(イ) 自家発電設備等の整備

災害応急対策に係わる機関等は、保有する施設・設備について、代替エネルギー・システムの利用を含め、自家発電設備等の整備、活用に努める。

(4) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 救助・救急

救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 医 療

あらかじめ消防と医療機関及び医療関係機関相互の連絡体制の整備に努める。

ウ 消防活動

(ア) 消防水利の多様化の推進

噴火による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに適正な配置に努める。

(イ) 防災組織等の連携強化及び消防用資機材等の整備

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定訓練の実施及びそれに伴う消防体制の整備に努める。

また、消防ポンプ自動車等の消防機器・資機材の整備促進に努める。

(ウ) 消防団の活性化の促進

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

(エ) 林野火災への対応

火山噴出物によって発生する林野火災への対応は、消防防災ヘリコプター等の支援を受ける。

(5) 緊急輸送活動

ア 緊急輸送ネットワークの形成

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設として道路、離着陸場及び輸送拠点について把握する。

また、災害時は、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受けるおそれのある区域を巡回する緊急輸送ネットワークの形成に努める。

イ 輸送施設の整備

(ア) 道路の整備

道路管理者等は、火山噴火による災害時に道路啓開を行う路線を定め、平素から道路啓開用装備・資機材等の整備を計画的に行う。

また、情報板等を整備するとともに、火山災害時は交通規制等の実施により安全を確保する。

(イ) 離着陸場の整備

ヘリコプターは、火山噴出物による埋没や地震等による道路の決壊、障害物によって道路が使用不能となったとき、必要不可欠の緊急輸送手段である。

ヘリポートや離着陸場は、あらかじめ複数の候補地を選定するよう努める。

ウ 拠点の整備

火山噴火による災害時の救援物資や資機材の集積地として、トラックターミナル等をあらかじめ指定しておく。

エ 緊急輸送道路啓開体制の整備

道路管理者は、平素から災害時において、関係機関等が迅速かつ的確な協力体制を確立して、作業が実施できるよう道路啓開作業マニュアルを作成するなど効率的な体制の整備を図る。

また、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

オ 業者との協定の締結

(ア) 建設業者との協定の締結

発災後の道路の障害物除去、応急対策に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

(イ) 運送業者との協定の締結

緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者等との協定の締結に努める。

(6) 避難収容活動

ア 避難場所及び避難所

都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に火山災害及びその二次災害のおそれのない場所に地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知・徹底を図る。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

(ア) 避難場所の指定

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全性を有する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

(イ) 避難所の指定

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されている物等を指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のために介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営の方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図る。

(ウ) 避難所に必要な施設、設備及び備蓄品

指定避難所は、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほかに空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

なお、指定された避難所又はその近傍で備蓄施設を確保して、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(エ) 避難所の運営管理

住民等に対して、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

イ 避難体制の準備

(ア) 地域住民の名簿及び要配慮者の掌握

日頃から地域ごとの住民名簿を作成して、要配慮者の把握に努めるとともに避難指示等の伝達方法及び誘導方法について定めておく。

(イ) 避難誘導責任者

避難誘導にあっては、あらかじめ消防分団長等を避難誘導責任者として定めて住民の避難誘導にあたる。

(ウ) 収容班長

避難場所等には収容班長を置き、避難誘導責任者から避難者を引き継ぎ、避難場所等の運営管理にあたる。収容班長は、当該施設の管理者を原則とし、町長があらかじめ定めた者とする。

(エ) 事前に準備すべき資料

収容班長は、事前に避難者の名簿、本部との連絡表、避難所業務日誌等を用意しておく。

ウ 避難に際し住民のとるべき措置

(ア) 広報等による住民への徹底

避難者が迅速かつ適正に避難できるよう、次の内容を事前に広報し、普段から徹底を図る。

(イ) 住民のとるべき措置

- 避難の前には必ず火の始末をし、ガスの元栓を閉め、電気のスイッチを切ること。
- 避難するときは、頭巾又はヘルメット、靴（又は、地下足袋等）、防塵眼鏡・マスクを着用すること。
- 避難誘導は、避難誘導責任者の指示によって行い、隣近所に声をかけ、お互い協力して全員が安全に避難できるようにすること。
- 行動は沈着を行い、流言などによって軽挙妄動をしないよう注意とともに、避難順位をよく守り、先を争ってけが人など出ないよう注意すること。
- 農家等で家畜を飼育している者は、事前に定めてある避難所に家畜等を避難させること。

工 避難用車両等の借用協定

避難が円滑に行われるよう、あらかじめ所有者等と協定を締結するなどの体制整備に努める。

オ 避難路・ヘリポート等の整備

短時間に多数の住民等の避難が可能な避難路、ヘリポート等の整備に努める。

カ 応急仮設住宅設置の事前準備

応急仮設住宅の建設に用いる資機材について、供給可能量等の概要を把握する。

また、応急仮設住宅の用地について、火山災害及び二次災害に配慮した建設可能な用地（適地）を把握するなど、応急仮設住宅設置の事前準備をしておく。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

細部は、一般災害対策編による。

（7）食料、飲料水及び生活必需品等の調達等

大規模な火山災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地理的条件も踏まえ、必要とされる食料、飲料水及び医療品等生活必需品並びに通信機器等の物資等について、あらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

また、備蓄を行うにあたって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は分散備蓄を行う等の観点も検討するとともに、体制の整備に努める。

（8）施設・設備の応急復旧

管理する施設、設備の応急復旧を行うため、あらかじめ被害状況を予測し、必要とする資機材を整備しておくなど、体制の整備に努める。

(9) 被災者等への的確な情報伝達

被災者等への情報伝達手段として、特に、防災行政無線等の活用を図るとともに有線系を含めた多様な手段の整備に努める。

火山災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、体制及び設備並びに施設の整備に努める。

伝達すべき生活情報

- 生活に必要なサービスや物資の提供、配布に関する事。
(いつ、どこで、何を、どうするか。)
- 交通状況、医療施設の案内等

(10) 二次災害の防止

火山噴火後における豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止するため、体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行う。

(11) 複合災害対策

ア 複合災害対策

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合は、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができる可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

イ 複合災害を想定した訓練

様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等に努める。

(12) 防災訓練の実施指導

地域、職場、学校等が自発的に防災訓練を行うよう指導し、住民等の火山災害発生時の避難活動等への習熟を図る。

(13) 災害復旧・復興への備え

復旧・復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全に努める。

また、重要な管理施設等は、構造図、基礎地盤状況等の資料を整備するとともに資料の滅失を回避するため、複製等の措置を講じる。

状況により、町において大規模な火山災害の危険度が高まった場合は、復旧・復興に関する基本的な考え方を検討・整理する。

余 白

3. 町民の防災活動の推進

防災思想とは防災の心構えである。単に、知識を身につけても防災に対する根本的な心構えがないといざという時に役に立たない。

正しい防災思想と正しい知識を身につけ、災害時には住民が協力しあって、被害の軽減にあたらなければならない。

(1) 防災思想の普及・徹底

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。

町民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から火山防災マップ等から火山の特性を知るなど、自主的に火山噴火に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及、啓発活動をはじめとする県・町・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、町と連携・協働し町民全体の生命・身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

このため、自主防災思想の普及、徹底を図るとともに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施する。

さらに、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(2) 防災知識の普及・訓練

ア 防災知識の普及

(ア) 防災週間や防災関連行事等を通じ住民に対し、火山災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、最低3日、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で火山災害発生時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

また、災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくことなどを促す。

(イ) 観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して、防災知識の普及、啓発を図るものとする。

また、火山災害履歴についての知識の普及を図るものとする。

普及対象者に応じた普及事項、普及方法は、表－1のとおり。

防災知識の普及に関する一覧表

【表-1】

対象	普及事項	普及方法
住民	<p><input type="checkbox"/> 火山の知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山の性質 ・ 噴火前兆現象の種類と内容 ・ 噴火現象とその影響 <p><input type="checkbox"/> 噴火の記録及び噴火の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 住民が実施する対策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異常現象の内容と発見時の通報及び通報場所 ・ 各種情報の提供と通報場所 ・ 避難勧告等の伝達系統、信号内容 ・ 避難の時期、避難時の携帯品、避難集結地、避難先 ・ 避難に際しての留意事項 ・ その他 <p><input type="checkbox"/> 県、町、防災機関の対策内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 普及資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山防災マップ ・ 火山災害時の行動マニュアル等 ・ 事前に準備しておくべき器具類 <p><input type="checkbox"/> 普及方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共的施設の提示 ・ 広報誌への掲載 ・ 説明会の開催 ・ 防災講演会の開催 ・ 学校等の教育機関における教育 ・ イベントの開催 ・ 報道関係機関への依頼
職員	<p><input type="checkbox"/> 火山知識</p> <p><input type="checkbox"/> 噴火時の災害対策及び噴火状況</p> <p><input type="checkbox"/> 対策組織及び各自の任務</p> <p><input type="checkbox"/> 各防災関係機関の対策内容</p>	<p><input type="checkbox"/> 普及資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画書 ・ 火山防災マップ <p><input type="checkbox"/> 普及方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会 ・ ビデオ
観光者等	<p>住民と同様に観光客等一時的滞在者への防災知識の普及に努める。</p> <p>具体的には、主な観光拠点（展望所等）及び主な宿泊施設にすでに発行されている「火山防災マップ」を掲示する等、危険地域の周知・徹底を図る。</p>	

イ 防災訓練の実施、指導

(ア) 県の行う総合防災訓練

県は、関係市町村をはじめ防災関係機関や地域住民等と連携しながら、風水害、地震災害、火山災害等、あらゆる災害に対応する様々な条件を設定した総合的な防災訓練を実施する。

この訓練をもとに、防災訓練や災害対策の課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(イ) 町の行う火山災害対策

火山災害対策の充実を図るために関係機関等と共同して防災訓練を実施する。

この場合、県の助言等を踏まえ、火山災害の様態などを十分考慮し、実情に合ったものとする。

特に避難訓練は、あらかじめ作成した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

(ウ) 地域、職場、学校等の行う火山災害対策訓練

火山災害の危険性の高い地域、職場、学校等においては、きめ細かい火山災害対策訓練を実施し、火山災害発生時の避難行動等への習熟を図る。

また、必要に応じ登山者等への防災知識の啓発にも配慮するよう努める。

ウ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人、観光客、妊産婦、乳幼児等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 町民の防災活動の環境整備

ア 自主防災組織の育成強化

火山噴火その他の災害の発生に際して、地域住民が自分達で守るという連帯意識と互いの協力が必要である。

このため、地域住民の自発的な防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、コミュニティの防災体制の充実を図る。

(ア) 自主防災組織の設置の促進

a 重点推進地区

火山灰・噴石、火山ガス及び土石流等、特に、災害の発生の高い地域を重点推進地区とし、率先して自主防災組織の育成を行うよう努める。

b 自主防災組織の単位

自主防災組織の新設は、地区の実情に応じ、地域住民が自主的な防災活動を行う上で、適正な規模の地区を単位として組織する。

c 自主防災組織の組織づくり

既存の組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

(a) 地区や自治会等の既存の自治組織にその活動の一環として、防災活動を組み入れることで、自主防災組織として育成する。

(b) 研修の実施等による防災リーダーの育成

多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、訓練を行うよう実施を促す。

その際、女性の参画の促進に努める。

(c) 防災士会等、防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織を育成する。

(d) 青年団、女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

(イ) 自主防災組織の活動内容

平常時における活動	災害時における活動
○ 防災に関する知識の普及	○ 情報の収集伝達
○ 防災訓練の実施	○ 出火防止及び初期消火
○ 火気使用設備の器具等の点検	○ 責任者による避難誘導
○ 防災資機材の備蓄	○ 救出、救護

イ 自主防犯組織の育成

警察機関の協力のもと地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、必要な支援を行う。

ウ 住民及び事業者による防災活動の推進

地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、防災会議に提案するなど、町と連携した防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

エ 防災ボランティア活動の環境整備

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から地域団体、社会福祉協議会、NPO法人及びボランティア団体の活動支援やリーダー育成を図るとともに、ボランティア団体等と協力して連携を図り、災害時に防災ボランティア活動が円滑に行われるよう相互のボランティア組織の交流を図るなどその活動環境の整備に努める。

この際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を促進する。

オ 企業防災の促進

(ア) 企業による防災活動の推進

災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、交通関係者や宿泊施設の管理者等は、観光客等の安全を確保するよう万全を期す。

(イ) 県等の支援

企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大する事業継続計画（B C P）の策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）の構築支援等に取り組む。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業防災力向上の促進に努める。

(4) 地域における要配慮者対策

ア 要配慮者の把握

保有する各種の情報を避難支援の目的にそって整理し、要配慮者の実態把握と共有化を図る。

特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努める。

また、要配慮者に関する情報等は、自主防災組織等の範囲ごとに把握する。

イ 避難行動要支援者対策

(ア) 避難行動要支援者名簿の作成

平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握して名簿を作成する。

また、名簿は、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合でも活用に支障が生じないよう、適切な管理に努める。

(イ) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

地域防災計画等において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

また、安全が確認された後に、緊急避難場所から避難所へ移送する要領について、あらかじめ定めるよう努める。

避難支援等に携わる関係者に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより又は条例の定めにより、あらかじめ名簿を提供・共有し、多様な主体の協力を得ながら避難体制の整備に努める。

この際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、発災時には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに、要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

エ 防災設備・物資・資機材等の整備

災害発生直後の食糧・飲料水等は、住民自らの家庭備蓄で対応できるよう事前の備えを推進するとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制の整備に努める。

オ 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

防災訓練では、地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練の実施に努める。

また、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接するとのできる者に対して、防災知識の普及を推進する。

カ 外国人対策

外国人登録の際などに、居住地の災害の危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

4. 火山災害及び火山災害対策に関する研究成果の活用等

(1) 町民に対する防災教育

県は、火山災害及び火山災害対策に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに、研究機関と行政機関との連携を推進する。

町は、これら研究の成果等を活用し、町民への防災教育に取り組む。

(2) 火山観測への協力

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視に努め、いちはやく噴火の前兆現象を把握することが重要である。

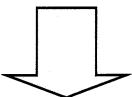
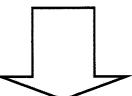
このため、異常現象の通報や火山観測体制の充実等が図られるよう協力を行う。

第3章 災害応急対策

本章の構成は、以下のとおり。

区 分	内 容
1 災害発生直前の対応	(1) 火山災害に関する情報の伝達 (2) 警戒区域の設定・避難指示等 (3) 警戒体制の確立
2 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	(1) 被害情報の収集・連絡 (2) 通信手段の確保
3 活動体制の確立	(1) 鹿児島県の方針 (2) 湧水町の方針
4 救助・救急、医療及び消火活動	(1) 救助・救急活動 (2) 医療活動 (3) 医療助産対策 (4) 消火活動
5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	(1) 交通確保・緊急輸送活動の基本方針 (2) 交通の確保体制 (3) 緊急輸送体制
6 避難収容活動	(1) 避難促進施設の指定及び避難確保計画の策定等 (2) 避難誘導の実施 (3) 避難場所等の開設 (4) 要配慮者への配慮 (5) 住宅の供給確保
7 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	(1) 食料の調達及び供給 (2) 飲料水の調達及び供給 (3) 生活必需品の調達及び供給
8 保健衛生、感染症予防、遺体の処理等に関する活動	(1) 保健衛生 (2) 感染症予防活動 (3) 遺体の処理等
9 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	(1) 社会秩序の維持 (2) 物価の安定、物資の安定供給
10 施設、設備の応急復旧活動	(1) 公共施設等の緊急点検、応急復旧活動 (2) ライフライン事業者に対する点検、復旧活動の依頼
11 被災者等への情報伝達活動	(1) 被災者等への情報伝達活動 (2) 住民等への対応
12 二次災害の防止活動	
13 自発的支援の受入れ	(1) ボランティアの受入れ (2) 義援金・義援物資等の受入れ (3) 海外からの支援の受入れ

応急対策の流れは、概ね以下のとおり。

災害対策の流れ	具体的な対応（処置順次）
■ 災害発生直前	<input type="checkbox"/> 火山災害に関する情報の伝達 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定・避難指示等
■ 災害発生後	 <input type="checkbox"/> 被害状況等の収集・連絡 <input type="checkbox"/> 通信手段の確保 <input type="checkbox"/> 活動体制の確立 <input type="checkbox"/> 救助・救急活動 <input type="checkbox"/> 医療活動、医療助産対策、消火活動 <input type="checkbox"/> 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 <input type="checkbox"/> 避難収容活動 <input type="checkbox"/> 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動
■ 当面の危機的状況に対処した後	 <input type="checkbox"/> 保健衛生、感染症予防、遺体の処理等に関する活動 <input type="checkbox"/> 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動 <input type="checkbox"/> 施設、設備の応急復旧活動 <input type="checkbox"/> 被災者等への情報伝達活動 <input type="checkbox"/> 二次災害の防止活動
■ その他	<input type="checkbox"/> 自発的支援の受入れ

1. 災害発生直前の対応

(1) 火山災害に関する情報の伝達

ア 噴火前兆現象情報の収集と通報

(ア) 通報体制の概要

住民等が、火山の異常と思われる異常を発見した場合は、町及び関係機関は情報を通報する。

第1次通報	第1発見者（住民等）から、役場総務課、警察及び消防等防災関係機関への通報
第2次通報	第1発見者からの通報を受領した機関から、役場総務課への通報
第3次通報	役場総務課（町長）から、気象台、近隣市町、県及び他関係機関への通報

(イ) 異常現象の通報事項

通報すべき火山の異常と思われる異常現象は、次のとおり。

なお、住民からの通報は異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については、正確な情報を把握するように努める。

顕著な地形の変化	<input type="radio"/> 山・がけ等の崩壊 <input type="radio"/> 地割れ <input type="radio"/> 土地の隆起・沈降等 <input type="radio"/> 海岸線の変動
噴気・噴煙の異常	<input type="radio"/> 噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等 <input type="radio"/> 噴気・噴煙の量の増減 <input type="radio"/> 噴気・噴煙の色・臭氣・温度・昇華物等の異常
湧泉の異常	<input type="radio"/> 新しい湧泉の発見 <input type="radio"/> 既存湧泉の枯渇 <input type="radio"/> 湧泉の量・成分・臭氣・濁度の異常等
顕著な地温の上昇	<input type="radio"/> 新しい地熱地帯の発見 <input type="radio"/> 地熱地帯の拡大・移動 <input type="radio"/> 地熱による草木の立ち枯れ等 <input type="radio"/> 動物の挙動異常
海水・湖・河川の異常	<input type="radio"/> 水量・濁度・臭・色・温度の異常 <input type="radio"/> 軽石・死魚の浮上 <input type="radio"/> 泡の発生
有感地震の発生及び群発	
鳴動の発生	

(ウ) 異常現象の調査と通報

住民等から異常現象発見の通報を受けた職員、消防署職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって通報する。なお、警察官は、警察署に速報する。

- 発生の事実（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者）
- 発生場所
- 発生による影響（住民、動植物、施設への影響）

イ 火山現象に関する予報及び警報等

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は、噴火予報、噴火警報及び火山現象に関する情報を発表する。

また、噴火警戒レベルが定められた火山は、噴火警戒レベルが適用され、噴火予報、噴火警報により発表される。

(ア) 火山現象に関する予報及び警報

気象業務法第13条1項により、発表される火山現象の予報及び警報をいう。

a 予報は、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

予 報 区 分	内 容	
噴 火 予 報	<p>火山活動は静穏</p> <p>火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）</p>	
降 灰 予 報 (3種類)	(定時)	噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に、噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して、18時間先（3時間ごと）まで噴火した場合に、予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を定期的に発表する。
	(速報)	噴火が発生した火山に対して、発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を噴火後5～10分程度で、速やかに発表する。
	(詳細)	噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から6時間先（1時間ごと）までに予想される降灰量分布や降灰開始時刻及び市区町村を明示して、噴火後20～30分程度で発表する。

b 警報は、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

区分	内容
噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石や火碎流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。（噴火警報・予報の名称、噴火警戒レベル等の一覧表参照）

対象	種別	名称
居住地域	特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報
火口から居住地域の近くまで	警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報
火口周辺		
海底火山		噴火警報（周辺海域）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。 ・ 噴火警報・予報の伝達は、噴火警報・予報伝達系統図に基づいて行なわれる。 		

(イ) 火山現象に関する情報

鹿児島地方気象台と福岡管区気象台は、火山活動の状況に応じ、次の火山活動等をお知らせするための情報を発表する。

区分	内容
火山の状況に関する解説情報	<p>現時点では、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>

区分	内容
噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報、登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。</p> <p>噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>なお、以下のような場合には発表しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合 ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめた資料で、毎月1回または必要に応じて臨時に発表する。
月間火山概況	前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめた資料で、毎月上旬に発表する。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴つて観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするため発表する。

(ウ) 噴火警戒レベル（噴火警戒レベルが定められた火山に限る。）

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

- ・ それぞれのレベルに「火口周辺規制」「入山規制」、居住地域における「高齢者等避難」や「避難」等とるべき防災行動のキーワードを付す。
- ・ 噴火警戒レベルは、噴火予報、噴火警報により発表する。
- ・ 各レベルの発表に用いる噴火予報、噴火警報は、「対象範囲を付した噴火警報の呼び方及びキーワード」による。
- ・ 噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけられる。

噴火警報・予報の名称、噴火警戒レベル等の一覧表

噴火警戒レベルを運用している火山

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それより火口側の範囲における厳重な警戒 居住地域厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所までの火口周辺	火口から 少し離れた所までの火口周辺における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

海底火山

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
警報	噴火警報 (周辺海域)	周辺海域	海底火山及びその周辺海域における警戒 周辺海域警戒	海底火山の周辺海域に、影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	直上	活火山であることに留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、変色水等が見られることがある。

ウ 噴火予報、警報、火山の状況に関する解説情報の通報及び通報先

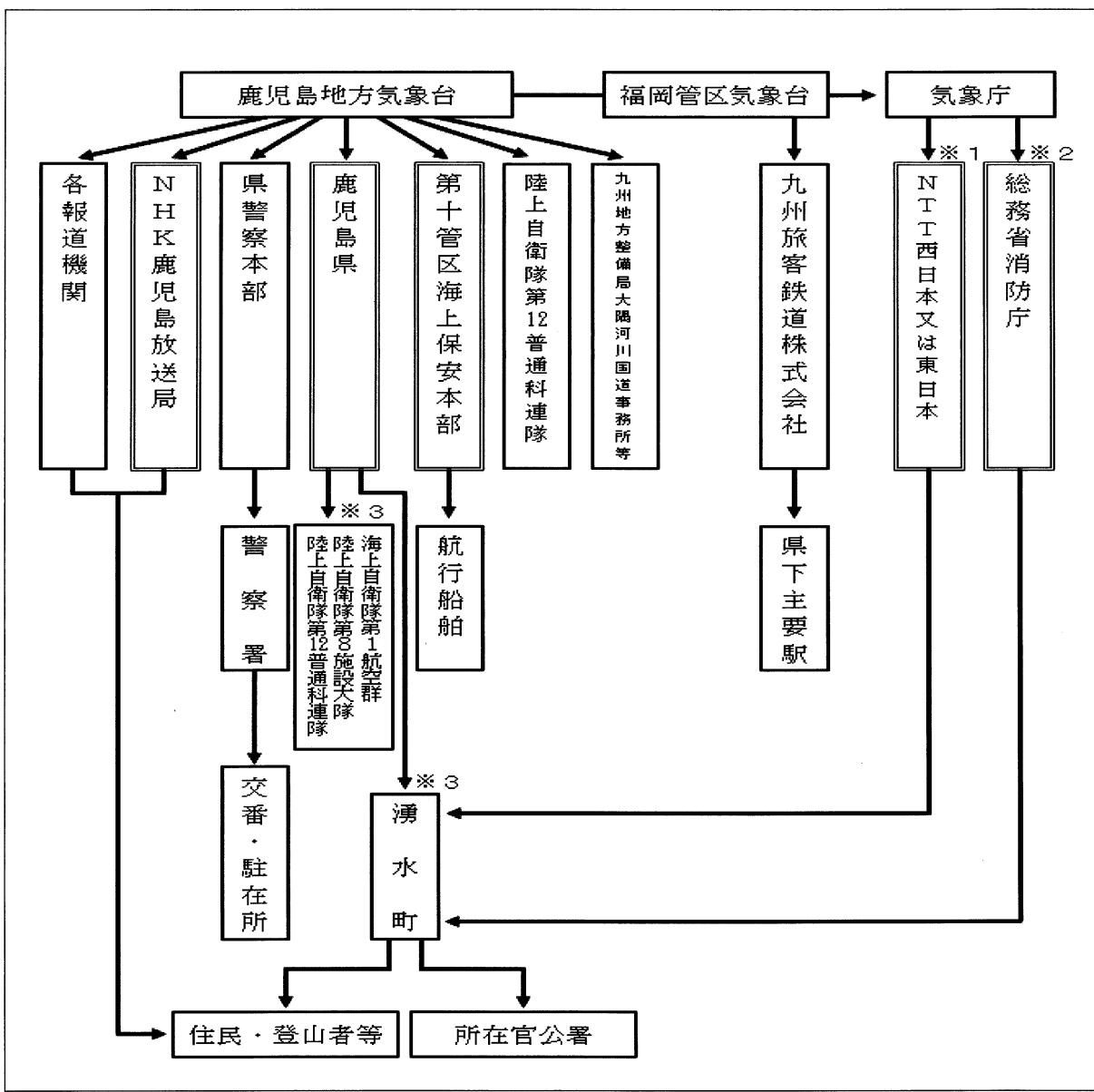
鹿児島地方気象台は、噴火予報、警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火速報を発表したとき、次の関係機関に伝達して一般への周知を行う。

- ・ 関係地方公共団体の機関
- ・ 関係警察機関
- ・ 報道機関
- ・ その他鹿児島地方気象台長が必要と認める機関

エ 噴火警報及び噴火速報（以下「噴火警報等」という。）発表時に関する措置

区分	内 容 等
県	<ul style="list-style-type: none">・ 鹿児島地方気象台から通報される噴火警報等は、災害対策課において受理し、防災情報ネットワークシステムを通じて直ちに関係する地域連絡協議会及び市町村並びに防災関係機関へ通報する。・ 予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係のある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関市町村長その他関係者に対し、必要な要請を行う。・ 関係地域連絡協議会長（以下「連協長」という。）は、通報を受けた噴火警報等によってとるべき措置について、管内の関係市町村長と調整を行う。
町	<ul style="list-style-type: none">・ 通報を受けた町長は、地域防災計画の定めるところにより通報に係わる事項を関係機関及び住民、登山者、その他関係のある公私の団体に伝達する。 この場合において、必要があると認められるとき、町長は住民、登山者、その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通報又は警告をすることができる。
関係機関等	<ul style="list-style-type: none">・ 各関係機関の長は、噴火警報等の伝達を受けたときは、当該情報により予想される事態に対し、その業務に係る防災に関する計画に基づきとるべき措置を決定し、予防・救助・復旧活動に備えなければならない。

噴火警報の伝達系統



- 1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
 - 2 特別警報が発表された場合、県からの通知を受けた市町村においては、住民等への周知の措置が法律により義務付けられている。
 - 3 ※1 気象資料伝送システム（オンライン）特別警報・警報のみ伝達
 - 4 ※2 気象資料伝送システム（オンライン）
 - 5 ※3 防災情報ネットワーク

オ 噴火警報の伝達

区分	噴火警報受理後の伝達先
県	<ul style="list-style-type: none">・ 関係市町村・ 陸上自衛隊第1・2普通科連隊・ 海上自衛隊第1航空群・ その他必要と認める関係機関
町	<ul style="list-style-type: none">・ 住民・ 登山者等・ 所在官公署（伊佐湧水警察署、伊佐湧水消防組合）等

（2）警戒区域の設定・避難指示等

噴火警報の発表又は火山防災連絡会等での検討内容を踏まえ、火山噴火等により住民・登山者等の生命、身体に危険がある場合には、火山ハザードマップ（火山噴火災害危険区域予測図含む。）等を活用し、警戒区域の設定、避難指示等を行うとともに、警戒区域外へ避難するよう適切な避難、安全な避難者輸送を実施するなど迅速かつ円滑な警戒避難対策に努める。

ア 警戒区域の設定

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるととき、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

イ 町の実施する避難措置

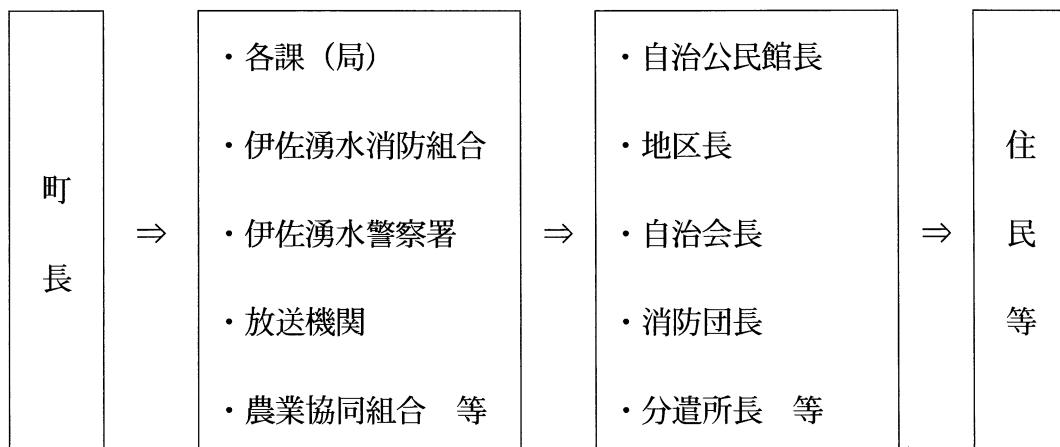
区分	細部措置事項
○ 避難指示等の発令	町長は、各火山に定めた基準に従って、避難指示等を発令する。
○ その他の避難	避難発令の基準以外に噴火の状況によっては、次のような状況が予想される。 町長は、必要な措置を講じておく。
	<ul style="list-style-type: none">・ 住民等の自主判断により避難指示等より早く避難所に集まった場合・ 夜間、悪天候、鳴動、地震、降灰等の影響により避難が遅れる場合

ウ 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

区分	細部措置事項
警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示	警察官又は海上保安官は、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。
警察官による避難の措置（警察官職務執行法第4条による。）	警察官は、前記の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。
警察官又は海上保安官による警戒区域の設定	警察官又は海上保安官は、市町村長もしくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。
自衛官の行う避難措置	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる。

エ 避難指示等の伝達要領

避難指示等の伝達は、次に示す系統にしたがって行う。



オ 伝達の方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法による。

- 防災行政無線による伝達
- 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器により伝達
- 広報車（消防車等）による伝達
- サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達
- 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達
- 有線放送、電話、航空機その他の方法による伝達

カ 防災信号

区分	掲載旗	サイレン	警鐘
高齢者等避難	—	5秒 ●— ●— ●— 休止（約15秒）	1点打 ● 休止 ● 休止 ●
避難指示	赤色	約1分 ●— ●— 休止（約5秒）	連打 ●— ●— ●— ●— ●

キ 伝達する内容

- 避難先とその場所
- 避難経路
- 避難の理由
- その他の注意事項

ク 報告・通報

町長は、避難指示等を行った場合は、直ちに知事に報告する。

知事は、市町村長から報告を受けた場合、次の機関にその旨を通知する。

なお、知事に報告するいとまがない場合（通信が途絶した場合を含む。）は、直接必要な機関に通報することができる。通報する機関は、以下のとおり。

- 鹿児島地方気象台
- 県教育庁
- 県警察本部
- 自衛隊
- 報道機関
- 日本赤十字社鹿児島県支部
- 九州運輸局鹿児島運輸支局
- 第十管区海上保安本部
- その他必要とする市町村

(3) 警戒体制の確立

火山噴火に伴う災害を最小限に食い止めるため、次に示す警戒体制を確立する。

ア 火山災害に関する情報の収集体制

気象台が発表する噴火警報等や県からの災害に関する情報等を迅速かつ正確に把握するため、気象台防災ホットライン、防災情報システム、報道発表、住民からの異常現象の通報等、あらゆる手段を活用して情報収集に努める。

イ 警戒体制の確立

警戒区域の設定及び避難指示等に対して専門家や防災関係機関等の助言を受けて、必要な警戒体制を確立する。

2. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

火山災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的な応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、関係機関は、情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握に努める。

(1) 被害情報の収集・連絡

ア 要救助者情報の把握

警戒区域の設定及び避難指示等により立ち入りの制限等がなされた場合、要救助者の有無を把握するため、関係機関で連携して情報の照合を行うとともに、救助活動に関わる機関と情報共有を行う。

(ア) 居住地域における逃げ遅れた者等の有無を把握するため、町、県、警察等は避難対象者のリストと避難所等で作成された避難者等の名簿を照合することで要救助者の情報集約・整理を行う。

(イ) 火口近くにいる登山者等の要救助者の有無を把握するため、町、県、警察、森林管理署等は、連携して登山届及び入林届等と火口近くに位置する避難促進施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者情報等を照合することで、要救助者情報の集約・整理を行う。

イ 情報収集と伝達

(ア) 情報の収集

a 地域責任者（区長）による収集通報

各区長は、地区住民と連携をとって火山噴火に関する各種被害情報を収集し、直ちに情報担当課（総務課）に通報する。

b 消防機関による収集通報

消防機関の職員は、その職責に基づき、積極的に被害情報を収集し、直ちに情報担当課に通報する。

また、各種通報等により119番が殺到している場合は、その旨を県及び消防庁へ通報する。

c 職員による収集

災害の状況に応じて、情報収集班を編成し、必要箇所の情報収集を図る。

(イ) 情報の整理

情報担当課は、地域責任者や消防機関等からの通報を受け付けた被害情報の整理を行う。

(ウ) 被害情報の通報

情報担当課は、収集・整理した被害情報を関係機関に通報する。

その際、収集した情報は、把握できた範囲内で直ちに県に対して、第一報を行う。また、通信の途絶等により、県に通報できない場合は、直接消防庁に通報する。

(エ) 被害情報の内容

収集・通報する被害情報は、次のとおり。

- 噴火・地震等による被害状況（被災地域、被災人員、家屋等）
- 噴火後における噴石・降灰等の状況
- 異常現象等による地区住民の動搖の状況
- 高齢者等避難・避難指示等の措置
- 災害対策本部の設置状況
- 地区住民の避難準備及び避難実施等の状況
- 車両、船舶、医療救援要請に関する情報
- 避難誘導、輸送、救助等災害対策実施状況

(オ) 通報の方法

被害情報の通報・伝達は、次の方法のうち最も迅速かつ正確に通報できる方法をもって行う。

- 口頭
- 一般加入電話
- 専用電話（警察電話）
- 無線電話

(2) 通信手段の確保

ア 通信手段の種類

降下火碎物、地震その他の現象により、被災地内的一般加入電話及び警察電話が使用不能となった場合は、次のような通信手段を用いる。

(ア) 現有無線網

一般加入電話が使用不能となった場合は、町が有する無線通信施設を利用することができる。

利用可能な無線網は、次のとおり。

- | | |
|--------------------------------|------------------------------------|
| <input type="radio"/> 消防無線電話 | <input type="radio"/> 警察無線電話 |
| <input type="radio"/> 防災行政無線電話 | <input type="radio"/> 鹿児島地区非常通信連絡会 |

(イ) 通信の途絶防止

災害が発生した場合は、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- a 通信回線が途絶した場合は、衛星携帯電話の配備、加入者系無線システム等の活用により、特設公衆電話の設置等を図る。
- b 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保する必要があるときは電気通信事業法等の定めるところにより臨機に利用制限等の措置を行う。
- c 著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を活用する。

イ 移動無線局の配置

一般加入電話、警察専用電話による通信が途絶した時は、警察無線車、携帯無線機及び消防無線車を活用し、被災地内から警察本部と消防本部間の通信系統を確保する。

ウ 自衛隊による通信

無線車等による通信に支障がある場合は、自衛隊の災害派遣を要請して、被災地内との通信を確保する。

エ 電気事業者の責務

災害時における県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

オ アマチュア無線の活用

有線が途絶し、災害対策上必要が生じた場合、アマチュア無線の協力を得て重要通信の伝達等を依頼する。

余 白

3. 活動体制の確立

(1) 鹿児島県の方針

火山噴火に伴う災害に対応するために、県地域防災計画に基づき、災害警戒本部と災害対策本部を設置する。

関係市町村及び関係機関は、県の災害対策本部に対応した体制をとる。

ア 活動体制

火山活動の状況に応じた活動体制をとる。

(ア) 情報連絡体制時における活動体制

噴火警報（火口周辺）が発表されたとき又は火山の異常と思われる異常現象が発生し、噴火その他の災害が発生することが予想されるとき、災害対策課長を責任者とした体制を整備し、災害の状況に応じては災害警戒体制に移行する。

(イ) 災害警戒体制時における活動体制

火山の異常と思われる異常現象が顕著になり、噴火その他の災害が発生することが予想され、住民の生命財産の危険がせまってきたとき、災害警戒体制を整備するとともに災害警戒本部（災害警戒地方本部）を設置し、本部長（総括危機管理防災監）、地方本部長（連協長）は、災害の状況に応じて、災害対策本部（災害対策支部）体制に移行する。

(ウ) 災害対策本部体制時における活動体制

噴火警報（居住地域）が発表されたとき、噴火活動が活発になり住民の生命身体の危険が予見されるとき又は噴火等による大災害が発生したときは、災害対策本部（災害対策支部）体制を整備するとともに災害対策本部（災害対策支部）を設置し、知事を対策本部長、連協長を対策支部長とする。

災害対策本部等の設置基準は、表－1のとおり。

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害対策本部を設置し又は設置しようとする場合において災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認めるとき、現地災害対策本部を設置する。

ウ 国の非常（緊急）現地災害対策本部との連携

国の非常（緊急）現地災害対策本部が設置されたときは、相互の連絡調整に努めるとともに、国が行う災害対策に対して支援、協力等を行う。

エ 県消防・防災ヘリコプター等を活用した災害応急活動

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する消防・防災ヘリコプターを活用するとともに、画像伝送システムを活用し、災害応急対策活動等を実施する。

オ 市町村の体制

(ア) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置

市町村長は、災害の状況に応じて災害警戒本部、災害対策本部をそれぞれ設置する。災害警戒本部及び災害対策本部の組織と任務等は、それぞれの市町村の地域防災計画に定める体制とする。

(イ) 知事への通知

関係市町村は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置したときは、関係機関にその旨を連絡するとともに県災害対策本部（災害対策課）に通知する。

カ 警察の体制

(ア) 県警察災害警備本部等の設置

警察本部は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、状況に応じて県警察災害警備本部等を設置する。

また、必要があると認められる場合は、災害警備現地本部等を設置する。

(イ) 警察署災害警備実施本部の設置

警察署は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、状況に応じて署災害警備本部等を設置する。

また、必要があると認められる場合は、災害警備現地本部等を設置する。

キ その他の体制

区 分	内 容 等
広域的応援体制	火山噴火等による災害の広域的応援体制は、県地域防災計画（一般災害対策編）第3部第1章第4節広域応援体制による。
指定地方行政機関・指定公共機関等の活動体制	火山噴火等による災害の指定地方行政機関・指定公共機関等の活動体制は、県地域防災計画（一般災害対策編）第3部第1章第4節広域応援体制による。
自衛隊の災害派遣	火山噴火等による災害の自衛隊の災害派遣は、県地域防災計画（一般災害対策編）第3部第1章第5節自衛隊の災害派遣による。

鹿児島県の災害対策本部等の設置基準

【表-1】

体 制	基 準	主な活動内容
情 報 連 絡 体 制	1 噴火警報（火口周辺）が発表されたとき。 2 火山の異常と思われる現象が発生し、噴火その他の災害が予想されるとき。	噴火前兆現象を迅速かつ的確に把握するため、市町村や関係機関との情報連絡に努める。
災 害 警 戒 本 部 体 制	1 噴火警報（火口周辺）が発表され、居住地域と近接する区域まで、必要とされたとき。 2 火山の異常と思われる現象が顕著になり噴火その他の災害が、発生することが予想されるとき。 3 噴火警報（居住地域） 発表後一定期間が経過 し、住民の安全確保が図られるなど、警戒が必要な区域の災害発生への対応体制が整ったとき。	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災 害 対 策 本 部 体 制	第 1 配 備	1 噴火警報（居住地域）が発表されたとき。 2 噴火により 比較的軽微な災害が発生 し又は発生することが予想される場合で本部長が必要と認めるとき。
	第 2 配 備	噴火警報（居住地域）が発表され、かつ、噴火により 相当の被害が発生 し又は発生することが予想される場合で、本部長が認めるとき。
	第 3 配 備	噴火警報（居住地域）発表され、噴火により 大きな災害が発生 し又は発生することが予想される場合で、本部長が必要と認めるとき。
	第 4 配 備	噴火警報（居住地域）が発表され、噴火による 被害が特に甚大 で、被害発生状況その他により全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき。

(2) 湧水町の方針

ア 災害状況等に応じた活動体制の確立

町は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性に鑑み、規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

(ア) 災害初動体制

住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、噴火発生直後の災害初動体制（情報連絡又は災害警戒本部体制）を早急に確立して、応急対策に着手する。

a 情報連絡体制の確立

噴火警報（火口周辺）が発表されたとき。又は火山の異常と思われる現象が発生し、噴火その他の災害が予想されるときは、県、関係市町村、防災関係機関との情報連絡体制を確立する。

b 災害警戒本部の設置

以下の場合は、災害警戒本部を設置する。

- (a) 噴火警報（火口周辺）が発表され、居住地域と近接する区域まで、必要とされたとき。
- (b) 火山の異常と思われる現象が顕著になり噴火その他の災害が、発生することが予想されるとき。
- (c) 噴火警報（居住地域）発表後、一定期間が経過し、住民の安全確保が図られるなど、警戒が必要な区域の災害発生への対応体制が整ったとき。

(イ) 災害対策本部

規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して応急対策に着手する。

a 災害対策本部条例に基づき、次のような災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置するものとする。

- (a) 噴火警報（居住地域）が発表されたとき。又は噴火により比較的軽微な災害が発生し又は発生することが予想される場合で、本部長が必要と認めるとき。
- (b) 噴火警報（居住地域）が発表され、かつ、噴火により相当の被害が発生し又は発生することが予想される場合で、本部長が認めるとき。
- (c) 噴火警報（居住地域）発表され、噴火により大きな災害が発生し又は発生することが予想される場合で、本部長が必要と認めるとき。
- (d) 噴火警報（居住地域）が発表され、噴火による被害が特に甚大で、被害の発生状況その他により全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき。

b 災害対策本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策の必要がなくなったと認められるときは、廃止する。

c 災害対策本部を設置し又は廃止したときは、県関係機関、住民等に対して防災行政無線、電話、広報車、その他迅速な方法により通知公表するものとする。

(ウ) 現地災害対策本部

被災地への救援活動をより的確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、国・関係機関等と連携をとって活動を推進する。

イ 災害対策本部

(ア) 災害対策本部の組織

- a 災害対策本部条例第2条（組織）による本部長を町長、副本部長に副町長をもって充てる。
- b 災害対策本部条例第3条により、本部長が必要と認めたときは、部を置き各対策部に班を置く。
- c 災害対策本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもつて組織を構成する。
- d 災害対策本部に災害対策要員を置き、職員（教育委員会、農業委員会、議会事務局を含む。）をもって充てる。

(イ) 災害対策本部等の構成

災害対策本部、災害警戒本部の構成は、一般災害対策編「別紙第1」参照

(ウ) 災害対策本部の所管事務

- a 本部会議の事務の所掌は、次のとおりであり、本部会議において、災害対策の基本方針を決定する。
 - (a) 火山災害応急対策の実施及び調整に関すること。
 - (b) 県、近隣市町村、その他防災機関との連絡調整に関すること。
 - (c) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
 - (d) 災害救助法の適用に関すること。
 - (e) 県、近隣市町村等、その他防災機関への応援要請に関すること。
 - (f) その他、本部長が重要と認める事項に関すること。
- b 災害対策本部の事務の分掌等は、一般災害対策編「別紙第2」参照

(エ) 動員方法

a 噴火警報が発表された場合の動員

- (a) 勤務時間外において、宿直員が臨時情報の通報を受理したときは、直ちに総務課長、関係課長、消防正副団長に連絡するものとする。
- (b) 通報連絡をうけた課長、正副団長は、必要に応じて直ちに所定の系統により配備要員を動員し、臨時情報の伝達、災害応急対策実施の体制をとるものとする。

b 災害対策本部が設置された場合の動員

- (a) 本部長は、災害対策本部が設置された場合は、速やかに本部会議を招集し、配備計画に基づく配備要員の動員を行う。
- (b) 非常召集動員（伝達）要領

一般災害対策編によるほか、テレビ、ラジオ等により噴火警報等の発表を覚知したとき又は災害対策本部の設置が予測される場合等は、連絡を待つことなく、直ちに自主的に登庁する等、自主参集に努める。

c 動員の基準

- (a) 災害対策本部等の設置基準は、表-2のとおりとする。
また、設置に伴う動員対象は、職員、消防団員、消防職員とする。
- (b) 動員配備体制の基準は、表-3のとおりとする。

湧水町の災害対策本部等の設置基準

【表－2】

体制	基 準	主な活動内容
情報連絡体制	1 噴火警戒レベル3（入山規制）が発表されたとき。 2 火山の異常と思われる現象が発生し、噴火その他の災害が予想されるとき。	噴火前兆現象を迅速かつ的確に把握するため、関係市町村や機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	1 噴火警戒レベル3（入山規制）が発表され、火山の異常と思われる現象が顕著になり噴火その他の災害が、発生することが予想されるとき。 2 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）発表後、一定期間が経過し、住民の安全確保が図られるなど、警戒が必要な区域の災害発生への対応体制が整ったとき。	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	1 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表されたとき。 2 噴火により比較的軽微な災害が発生し又は発生することが予想される場合で本部長が必要と認めるとき。	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	噴火警戒レベル4（高齢者等避難）が発表され、かつ、噴火により相当の被害が発生し又は発生することが予想される場合で、本部長が認めるとき。	
	1 噴火警戒レベル5（避難）が発表され、噴火により大きな災害が発生し又は発生することが予想される場合で、本部長が必要と認めるとき。 2 噴火による被害が特に甚大で、被害発生状況その他により全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき。	
災害対策本部業務の予定	過去4回の桜島における大規模噴火で、記録が残る安永噴火、大正噴火の文献から整理した災害対策本部等の業務の予定は、表－4のとおり。	

動員配備体制の基準

【表-3】

体制区分 各関係課	事前配備	情報連絡	災害警戒 本 部	災害対策本部		
				第1次 配 備	第2次 配 備	第3次 配 備
総務課	2	2	2	3	3	全員
企画財政課			1	2	3	全員
住民税務課			1	2	6	全員
長寿福祉課			2	4	6	全員
健康増進課			1	3	6	全員
産業振興課			1	5	4	全員
会計課			1	1	全員	—
水道課			1	2	全員	—
地域総務課		1	1	全員	—	—
建設課		1	3	4	全員	—
まちづくり 推進課			1	2	全員	—
議会			1	1	全員	—
農業委員会			1	1	1	全員
教育総務課		1	1	3	4	全員
生涯学習課			1	4	2	全員
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報連絡、災害警戒本部体制配備は、縮小できるものとする。 ・ 災害対策本部各配備に必要な職員は、増減できるものとする。 					

【表-4】

災害対策本部等活動業務予定(火山災害対策)		災害現象		前兆段階		噴火段階		溶岩流出	
時間経過(段階)	平常時	(数ヶ月前)	(数日前)	(1日前)	(噴火直前)	(噴火)	(噴火から数日後)		
予想社会状況等	井戸の水位低下、湧水の漏り、弱い地震 井戸水の沸騰、湧水量の増加、音もなく白煙 鳴動、有感地震の増加 報道等の活発化 社会情勢の不安定化 自主避難の動き	井戸の水位低下、湧水の漏り、弱い地震 井戸水の沸騰、湧水量の増加、音もなく白煙 報道等の活発化 社会情勢の不安定化 自主避難の動き	井戸水の沸騰、湧水量の増加、音もなく白煙 報道等の活発化 社会情勢の不安定化 自主避難の動き	井戸水の沸騰、湧水量の増加、音もなく白煙 報道等の活発化 社会情勢の不安定化 自主避難の動き	井戸水の沸騰、湧水量の増加、音もなく白煙 報道等の活発化 社会情勢の不安定化 自主避難の動き	噴火 ブリカノ式噴火 ブリニー式噴火 アーチ噴火 強烈な地殻で岩が崩落、土砂災害が発生 大火柱、火碎流、赤熱した噴石で火災が発生 大きな噴石が民家等を直撃 雨による土石流、河川の増水・氾濫が発生 土砂崩れ、溶岩流出で道路等を閉塞 地盤沈下、火山ガス、津波の発生 等	噴火 ブリカノ式噴火 ブリニー式噴火 アーチ噴火 強烈な地殻の発生	溶岩流出	
応援部署	鹿児島県 火山防災協議会 等	情報収集・連絡体制 火山防災協議会 等	出動準備・避難誘導等	情報収集・災害応急対策等	広域避難、災害応急対策	火山灰等による被害、地殻被害への当面の対応 住民生活(安全、健康福祉、交通、電気等インフラ、教育) 基幹産業(農林畜産業) 企業活動への対応	災害対策本部会議 災害対策本部設置 関係職員等参集	災害対策本部会議 災害対策本部設置 町民へ呼び掛け・事前広報 対策会議等	災害対策本部会議 災害対策本部設置 町民へ呼び掛け・事前広報 対策会議等
湧水町各対策部	一般 全般	情報収集・連絡体制 情報収集・連絡体制	総務・情報 救助 衛生 福祉 土木 農政 教育 消防・水防	災害警戒本部設置 災害警戒本部設置 災害警戒本部設置 災害警戒本部設置 災害警戒本部設置 災害警戒本部設置 災害警戒本部設置 災害警戒本部設置	避難指示、避難誘導 避難路確保、交通統制 人命の救出・救助、救援活動 家畜等の避難 家屋等の安全化 避難施設の確保 広域避難受け入れ	■ 災害対策本部会議 ■ 災害対策本部設置 ■ 関係職員等参集 ■ 町民へ呼び掛け・事前広報 ■ 対策会議等	■ 災害対策本部会議 ■ 災害対策本部設置 ■ 関係職員等参集 ■ 町民へ呼び掛け・事前広報 ■ 対策会議等	■ 災害対策本部会議 ■ 災害対策本部設置 ■ 関係職員等参集 ■ 町民へ呼び掛け・事前広報 ■ 対策会議等	■ 災害対策本部会議 ■ 災害対策本部設置 ■ 関係職員等参集 ■ 町民へ呼び掛け・事前広報 ■ 対策会議等

4. 救助・救急、医療及び消火活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行う。

(1) 救助・救急活動

ア 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

イ 県、町及び関係機関による救助・救急活動

救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて近隣市町及び他の地方公共団体に応援を要請する。

この際、職員等の惨事ストレス対策に留意するものとする。

(2) 医療活動

火山の噴火及び避難にともなう負傷者等に対する医療救護は、次のとおりとする。

ア 緊急医療等（D M A T・救護班・D P A T等）

一般災害対策編（第3部第2章第10項）による。

イ 医薬品・医療用資機材等

県救護班の支援を受けるほか、県の計画による。

ウ 後方搬送

災害派遣医療チーム等の支援を受けるほか、県の計画による。

エ 避難生活が長期化した場合

一般災害対策編（第3部第3章第5項）による。

(3) 医療助産対策

本対策は、被災者の応急的医療及び助産の円滑な実施を図るためのものである。

ア 実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行う。

なお、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により町長が行う。また、緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長が、知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を報告し、その後の処理については、知事の指揮を受ける。

日本赤十字社鹿児島県支部は、知事の委託を受けて医療及び助産の業務を行う。

イ 医療助産の対象者

医療助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療助産の途を失った者に対して、応急的に行う。

ウ 医療の範囲

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 診 療 | ② 薬剤又は治療材料の支給 |
| ③ 処置、手術、その他治療及び施術 | ④ 病院又は診療所への収容 |
| ⑤ 看 護 | |

エ 助産の範囲

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ① 分べんの介助 | ② 分べん前、分べん後の処理 |
| ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給 | |

オ 医療助産の方法

区分	役割
救護班	医療助産は、救護班によって行われる。 一般災害対策編（第3部第2章第10項） 電話：099-286-2656（保健医療調整本部）
薬品補給班	県（薬務課）が編成する薬品補給班へ、医薬品・医療用資機材等を要求する。 電話：099-286-2656（保健医療調整本部）
救護所の設置	救護所は、災害発生の地区を管轄する保健所ごとに設置され、必要があれば国公立医療機関及び関係医師会等への協力を求める。この場合、必要に応じて巡回救護の処置がなされる。

（4）消火活動

火災が発生したときは、消防機関はただちに出動し、被害の軽減に努める。

ただし、噴石の落下等で避難指示等が発令された場合は、避難を最優先に行う。

ア 消火活動

発災後初期段階は、住民及び消防機関で、自発的に初期消火活動を行う。

イ 町による組織的な消火活動

速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な火山災害の場合は、住宅の密集する地域等の最重要防ぎよ地域の優先順位を定めて迅速に対応する。

《最重要防ぎよ地域》

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ① 住居の密集地域 | ② 山火事発生危険地域 |
| ③ 病院、福祉センター等要配慮者関係施設の集中地区 | |

ウ 緊急消防援助隊の出動の要請

大規模な災害が発生し、町内の消防力で十分に対応できないときは、知事に対して、応援、緊急消防援助隊等の出動を要請する。

エ 被災地域の市町村に対する応援

町が被災を免れた場合は、被災市町村からの要請（又は相互応援協定）に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急、医療及び消火活動を迅速に行うため、また、被害の拡大防止や避難者に緊急物資を供給するため、交通を確保し緊急輸送を行う必要がある。

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、緊急復旧、交通規制、輸送活動を行う。

ア 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うにあたり、次のような事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象の想定

段階区分に応じて、必要な輸送対象を優先的に輸送する。

段 階 区 分	輸送対象
第 1 段 階	<ul style="list-style-type: none">① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段 階	<ul style="list-style-type: none">⑥ 上記①～⑤の続行⑦ 食料、水等生命の維持に必要な物資⑧ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送⑨ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段 階	<ul style="list-style-type: none">⑩ 上記①～⑨の続行⑪ 災害復旧に必要な人員及び物資⑫ 生活必需品

(2) 交通の確保体制

ア 緊急輸送手段

緊急輸送は、自動車、その他（鉄道、船舶、航空機）のうち、最も適切なものによる。これらの輸送が困難で、かつ、緊急に輸送を必要とするときは、輸送条件を明示して、県に航空機等による輸送を要請する。

イ 輸送条件

車両等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- ① 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- ② 輸送を必要とする区間
- ③ 輸送の予定日時
- ④ その他必要な事項

ウ 被災者の運送

被災者の保護の実施のため、緊急の必要があると認めるときは、県を通じて運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人及び運送すべき場所並びに期日を示して、被災者の運送を要請する。

エ 災害応急対策必要物資の運送

災害応急対策の実施のため、緊急の必要があると認めるときは、県を通じて運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

(3) 緊急輸送体制

ア 輸送手段の確保

輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、緊急輸送ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路及び臨時ヘリポート等の最も適当な輸送施設が選定・確保される。

特に、災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておくものとする。

- ① 緊急輸送道路の指定
- ② 臨時ヘリポート等の指定

イ 集積拠点の確保

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておくものとする。

- ① 救援物資の集積拠点の指定
- ② 資機材等の集積拠点の指定

ウ 関係機関及び住民等への周知

輸送施設及び集積拠点を確保した場合は、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を活用して周知する。

6. 避難収容活動

火山の噴火時には、広範囲にわたり多数の住民や登山者等を一斉に避難させる必要が生じる。噴火警報や避難指示等の情報を住民や登山者等に確実に伝え、迅速かつ円滑に避難するためには、行政による取組と連携して、不特定多数の者が利用する施設や避難に時間を要する要配慮者が利用する施設は、施設の所有者又は管理者（以下「施設所有者等」という。）による利用者の安全を確保するための取り組みが重要である。

（1）避難促進施設の指定及び避難確保計画の策定等

ア 避難促進施設の指定

火口からの距離等施設の位置や利用者数等施設の規模、施設所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、火山の噴火時に利用者の安全を確保する取り組みが必要と考える施設を避難促進施設として位置付け、地域防災計画に施設の名称及び所在地を定める。

イ 避難確保計画の作成

避難促進施設の施設所有者等は、避難確保計画を作成し、利用者に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備する。施設所有者等は、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き【内閣府（防災担当）】」等を参考に従業員の体制や情報収集・伝達ルート、避難誘導方法等について定めた計画を作成・公表し、その結果について報告するものとする。

避難確保計画は、具体的かつ地域防災計画と整合のとれた計画とするため、施設所有者等から報告を受けた際、必要に応じて助言・勧告を行い、より実効性の高い計画になるよう努める。

ウ 避難確保計画に基づく避難訓練

施設所有者等は、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施してその結果について、報告するものとする。

なお、施設所有者等は、訓練の実施にあたり、避難促進施設を利用する者に必要な協力求めることができる。

（2）避難誘導の実施

避難促進施設を除く施設における避難誘導は、一般災害対策編（第3部第2章第6項）による。

（3）避難場所等の開設

ア 避難場所等の開設

火山の噴火による災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に必要に応じ、避難場所等を開設し、住民等に対して周知・徹底を図る。

また、あらかじめ指定された施設以外にも、火山災害及びその二次災害の危険性に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難場所等として開設するとともに、避難所のライフラインの回復に時間を見込む場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

イ 避難所の運営管理

一般災害対策編及び同別冊（災害発生時の避難所開設方針等）によるほか、避難所の運営における女性の参画を推進するなど、各避難所の適切な運営管理に努める。

この際、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

なお、避難所の運営管理における着意事項は、以下のとおり。

- ① 正確な情報の伝達、食料、飲料水を配布する。
- ② 清掃等は、避難者自身が担当を決め、自主的になされるよう指導、指示し状況に応じて住民や自主防災組織等に対して協力を求める。
- ③ 避難所に収容されている避難者に係わる情報の早期把握に努める。
また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等の情報を把握し、県へ報告する。
- ④ 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、避難所の生活環境が常に良好であるよう努める。
また、家庭動物のためのスペースの確保等にも努める。
- ⑤ 避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- ⑥ 多様な主体と連携して、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザー等の配布による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮の運営に努める。
- ⑦ 避難者の健全な住生活を早期に確保し、避難所の早期解消に努める。
- ⑧ ホームレスについて、住民票等の有無等に問わらず適切に受け入れる。

ウ 避難長期化への措置

避難生活が長期化する場合は、次の措置等をとるとともに、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

- ① 避難所では、生活環境の向上を図るため設備整備に努め、プライバシーの保護などに配慮する。
(例えば、冷暖房、間仕切り、風呂、洗濯機等の設備整備)
- ② 精神科医等と協力して、心のケアに努める。
- ③ 避難所又は周辺の公共的施設で応急教育を行う。
- ④ 応急仮設住宅の建設を促進する。
- ⑤ 生活相談を実施する。
- ⑥ 住宅の移転を検討する。
- ⑦ 生活不活発病予防等の健康管理に努める。

(4) 要配慮者への配慮

高齢者、妊産婦、乳幼児、病人、障害者、観光客、外国人等、いわゆる要配慮者の避難等は、多様な主体と連携し、以下の点に留意して優先して行う。

- ① 要配慮者のうち、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るために、地区、自治会の協力を得るなどして、事前に避難誘導方法を確立しておく。
- ② 避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたり高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮する。
- ③ 特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- ④ 要配慮者に向けた情報の提供は、障害等の特性に応じて十分配慮する。

(5) 住宅の供給確保

ア 住宅の確保・修理

細部は、一般災害対策編（第3部第3章第10項）による。

イ 広域一時滞在・移送

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において県内の他の市町村への受入れは、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れは、県に対して当該他の都道府県との協議を求める。

広域一時滞在を要請した場合は、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

この際、移送先での避難所運営は、受け入れ市町村の協力を得て、職員が行う。

細部は、一般災害対策編（第3部第3章第1項）による。

7. 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、多様な主体と連携し、その備蓄する物資・資機材の供給に関して相互に協力するよう努める。

この際、求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。夏季は扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど当時の実情を考慮するとともに、要配慮等のニーズや男女ニーズの違いに配慮する。

(1) 食料の調達及び供給

避難者に対する食料の供給は、町長（災害救助法が適用された場合は知事）の要請に基づき、避難収容先の関係市町村長が実施する。

ただし、緊急時又は連絡不通時は、関係市町村長が単独で実施する。

ア 主食品（米穀類）の調達

町長は、1人当たりの配給量及び避難者数により、必要量を算出し、知事（農政部農産園芸課）に対し、文書をもって主食の応急配給申請を行う。

ただし、緊急の場合は電話で行う。

県農政部農産園芸課電話	(代) 099-286-2111 (直) 099-286-3197
-------------	--------------------------------------

イ その他の主食品及び副食品の調達

町長は、米を調達するまでの間において、緊急に主食品を必要とする場合にはパン及びめん類、副食品調味料等を町内の販売業者、製造業者等より直接現金をもって購入する。

(ア) 乾パンの調達先

条 件	調 達 先	
町の備蓄分で、必要量を確保できない場合 (不足する場合)	補 給 処	<ul style="list-style-type: none">陸上自衛隊九州地区補給処海上自衛隊佐世保補給処航空自衛隊（筑城、春日、芦屋、新田原）

(イ) その他の食品の調達

品 名	調 達 先 等
調整粉乳 哺乳ビン 漬物 味噌 醤油 食塩 即席めん	「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及び県内薬品業者、関係製造業者手持品

ウ 食料品の供給

給与した食料等は、炊出し給与表、食料品現品給与表に記載する。

なお、応急食品の供給対象者は、次のとおりとする。

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全壊、流失、半焼、半壊で炊事のできない者
- ③ 住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者（※1）
- ④ 観光客、登山者等旅館ホテル滞在者で他に食品を得る手段のない者
- ⑤ 災害応急対策活動従事者（※2）

なお、米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能になった場合には知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対しても米穀等の応急供給を実施する。（※3）

（※1）一時縁故先等へ避難する者は、3日分を支給

（※2）災害応急対策活動従事者は、災害救助法の実費弁償の対象外

（※3）米穀の応急供給は、原則として自主防災組織（又は町内会・自治会等の地域住民組織）を単位として、代金と引き替えで行う。

エ 給食基準（1人当たりの配給量）

品 名	基 準
米 穀	被災者：1食当たり精米200グラム以内 応急供給受給者：1人1日あたり精米400グラム以内 災害救助従事者：1食当たり精米300グラム以内
乾 パ ン	1食当たり：1包（100グラム入り）以内
食 パ ン	1食当たり：185グラム以内
調 整 粉 乳	乳児1日当たり：200グラム以内

オ 炊き出し

- ① 各避難所単位に収容班長が、関係地域の住民等の協力を得て実施する。
- ② 調理施設及び器具類の確保

炊出し施設や器具類は、避難所となっている学校等の給食施設を使用する。不足する場合は、仮施設を設置する。

(2) 飲料水の調達及び供給

避難者に対する応急給水は、町長（水道事業者（災害救助法が適用された場合は知事の要請に基づく。））が実施する。

ア 応急給水の実施

(ア) 町における応急給水

- ① 次の情報を収集し、被災者に対する応急給水の必要性を判断する。
 - ・ 被災者や避難所の状況
 - ・ 医療機関、社会福祉施設等の状況
 - ・ 断水区域及び断水人口の状況
 - ・ 原水、浄水等の水質状況
- ② 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水、拠点給水、仮設給水から最も適切な給水方法を採用して行う。
- ③ 給水場所、給水方法、給水時間等について住民等に広報する。
- ④ 医療機関等は、別に応急給水班の編成等で、迅速・的確な対応を図る。
- ⑤ NPO法人やボランティア団体等と連携し、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。
- ⑥ 被災直後の目標水量は、生命維持のため、1人1日3ℓ以上とする。
ただし、被災状況や復旧状況により適宜増加する。

(イ) 県等への応援要請

水源が汚染し又は給水量が不足して、町だけで応急給水の実施が困難な場合は、近隣市町、県及び関係機関へ応援を要請する。

イ 応急給水の方法

(ア) 給水方法

- a 浄水場、給水場等での拠点給水
- b 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水
- c 仮設配管、仮設給水栓等を設置しての仮設給水
- d ミネラルウォーター製造業者等との協力

(イ) 上記の方法を適宜に選択して行う。

(3) 生活必需品の調達及び供給

ア 災害救助法が適用されない場合の調達及び給貸与

災害救助法が適用されない場合でも、避難者の物資の所持状況その他を検討し医療、寝具等必要物資の給与または貸与を行う。

調達及び給貸与は、次の順で行われる。

(ア) 近隣市町への調達依頼

避難所ごとに給貸与に必要な物資の数量を調査把握し、避難先の近隣市町に必要物資の調達依頼を行う。

(イ) 近隣市町村の調達

調達依頼に基づき、必要物資を関係取引業者から現金で購入する。

(ウ) 生活必需品の応急給付は、以下の範囲内で行う。

寝 具	就寝に必要な最小限度の毛布寝袋等
外 衣	普通衣の作業衣、婦人服、子供服等
肌 着	シャツ、ズボン下、パンツ等
身回り品	タオル、手拭い、運動靴、傘等
炊事道具	鍋、釜、包丁、カセットコンロ、食器、バケツ、ポリタンク等
日 用 品	石鹼、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、洗剤、生理用品、紙おむつ等
光熱材料	懐中電灯、マッチ、ロウソク、灯油等

(エ) 物資配分計画に基づき配布された物資の給貸与を区長や自治会長、ボランティア等の協力のもと、物資に応じて配布者の性別等、配布方法に配慮して、避難者名簿記載者等の対象者に配布する。

給与した物資は、物資給貸与表に記載する。

イ 災害救助法が適用された場合の調達及び給貸与

(ア) 給貸与の実施者

災害救助法が適用された場合の必要物資の給貸与は知事が行うが、救助を迅速に行う必要があると認めるときは事務の一部を町長が行うことができる。

(イ) 町における必要量の把握

区長や自治会長の協力のもとに避難者名簿、災害救助法の基準等に基づき男女別、年齢別人数を把握の上、必要量を把握する。

(ウ) 物資の配給申請・調達

衣料や寝具について、知事（社会福祉課）に物資配給申請書をもって申請し必要量の送付を受ける。また、義援品については、報道機関等を通じて、必要な物資を広報するとともに、種類別の整理を行い、できるだけ購入量を減らすように努める。

ウ 費用の負担

災害救助法が適用された場合の食料品、衣料寝具等物資類の救助費用は、災害救助法の基準の範囲で県が負担し、災害救助法が適用されない場合又は災害救助法の基準以上の超過分は、原則として町の負担となる。

8. 保健衛生、感染症予防、遺体の処理等に関する活動

被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、多様な主体と連携し、地域の衛生状態にも十分配慮する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の埋葬を遅滞なく進める。

(1) 保健衛生

避難所等においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来る危険が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

この際、要配慮者には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら計画的に行う。

また、仮設トイレの設置、衛生状態保持のための清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じて、生活環境の確保に努める。

ア 食品衛生対策

知事は、食品関係営業者及び一般消費者等に対して、以下の指導を行う。

(ア) 避難所その他炊き出し施設の現地指導事項（指導の重点）

関係機関等と密接に連携を図り施設の実態を把握し、現地指導の徹底により事故の発生を未然に防止する。

- ① 手洗消毒の励行
- ② 食器、器具の洗浄、消毒
- ③ 調理従事者の健康管理
- ④ 食品等の衛生確保、消費期限等の管理の徹底

(イ) 営業施設の監視、指導事項（指導の重点）

被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視するとともに保存又は製造されている食品等の検査により、不良食品の供給を排除する。

- ① 滞水期間中の営業自粛
- ② 浸水を受けた施設の清掃、消毒
- ③ 使用水の衛生管理
- ④ 汚水により汚染された食品の廃棄
- ⑤ 停電により腐敗、変質した食品の廃棄手洗消毒の励行

(ウ) 被災家庭への啓発事項（指導の重点）

食品衛生対策の徹底により、事故の発生を未然に防止する。

- ① 手洗いの励行
- ② 食器類の消毒使用
- ③ 食品の衛生保持
- ④ 台所、冷蔵庫の清潔

イ 入浴施設確保対策

水、ガスが長期にわたって復旧しないときは、一般公衆浴場の再開支援や仮設入浴施設等の設置に努める。

この際、状況により、自衛隊保有装備による入浴支援を受ける。

ウ 生活衛生対策

知事は、生活衛生関係営業者（旅館、理美容、公衆浴場、クリーニング業等）及び一般消費者等に対して、以下の指導を行う。

営業施設の監視指導事項（指導の重点）

営業施設の被災の状況を速やかに把握し、被災施設を重点的に監視する。

- | |
|------------------|
| ① 滞水期間の営業の自粛 |
| ② 浸水を受けた施設の清掃、消毒 |
| ③ 使用水の衛生管理 |

(2) 感染症予防活動

一般災害対策編及び別冊並びに湧水町避難所管理運営マニュアル等によるほか、特に、避難所においては以下の対策を行う。

ア 事前の過密抑制対策

分散避難の検討	ソーシャルディスタンスの設定
<ul style="list-style-type: none">・ 親戚や友人の家等への避難・ 可能な限り多くの避難所の開設・ 自家用車の活用	<ul style="list-style-type: none">・ 休憩スペース等は、2m以上間隔を設定・ ゾーニングや標示の設置による行動統制

イ 避難所内における3密（密閉・密集・密接）対策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 窓の開放や扇風機の使用で、施設内の通気（1時間に1回程度）を実施（密閉対策）・ 個室や間仕切り等の使用で専用スペースを確保（密集対策）・ 間仕切り等の使用、レイアウトの設定により個人スペースを確保（密接対策）・ トイレ等蜗集する可能性のある共用施設は、複数の手段を確保（密集・密接対策） |
|--|

ウ その他の基本的な対策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ マスクの装着・ 体温計、室内履き等の持参、活用・ うがい、手洗い、咳エチケットの履行・ 定期的な清掃消毒による施設内の衛生管理・ 健康状態の継続的な確認及び管理が必要な避難者の症状等に応じた区分管理 |
|---|

(3) 遺体の処理等

ア 遺体の収容、処理

(ア) 死体調査及び検視（以下「検視等」という。）の実施

a 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し又は遺体発見の通報を受けた場合は、検視等を行うものとし、あらかじめ検視等に要する資機材を整備する。

b 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が発見され、現地での検視が困難である場合は、遺体収容所等に搬送し検視等を行う。

この場合において、身元確認作業等については、必要に応じ、指紋、歯牙、DNA鑑定等の科学的根拠に基づいて実施する。

c 町搜索隊が自ら発見した遺体も、警察官及び海上保安官による検視等身元確認作業のため、あらかじめ指定された検視場所（検視等の遺体処理を行う場所）及び遺体収容所へ収容する。

d 検視等に立ち会う医師は、警察本部及び海上保安本部において、あらかじめ県医師会、県歯科医師会等と協議し協力を得る。

(イ) 遺体の収容

a 町長は、災害によって多数の死者が発生することを想定し、検視場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。

b 検視場所及び遺体収容所の選定にあたっては、次の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

- 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
- 遺体の洗浄、処理等の処理作業に便利である。
- 遺体の検視等、身元確認が容易に行える場所である。
- 遺体の数に相応する施設である。
- 駐車場があり、長時間使用できる。

c 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て市町村長に引き渡す。

町長は、警察官及び海上保安官から、検視等を終えた遺体の引継ぎを受け身元特定され、引取人である遺族等からの申し出があった場合は、速やかに遺体を引き渡し、引取人等のない遺体は、遺体収容所に収容する。

(ウ) 遺体の処理

- a 小災害時等で遺体の状態が比較的正常で、顔貌で身元確認が可能で、かつ引取人である遺族等の申し出があった場合は直ちに遺族等に引渡す。
- b 遺体の識別が困難なとき、伝染病予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。
- c 遺体の確認及び死因の究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は原則として、第3部第2章「緊急医療」による救護班により行う。
ただし、遺体が多数のとき又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、県医師会と連携し、一般開業医により行うものとする。
- d 遺体の識別、身元究明等に長日時を要するとき又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は、遺体を遺体収容所に一時保存する。
- e 災害救助法が適用される災害において、多数の死者が発生し、遺体の搬送及び棺等葬祭用品の確保の必要が生じた場合は、「災害時における遺体の搬送、棺等葬祭用品の供給等に関する協定」に基づき、関係事業者への要請等必要な措置をとる。
- f 町長は、警察、海上保安庁と共同して、災害による行方不明者の届出受理及び収容された遺体の遺族等による確認、並びに遺族が判明した遺体の引渡しを行う。

なお、遺体の身元確認に関しては、顔貌だけでなく、所持品、検視、検案後に行われる警察による指紋、歯牙、DNA等の鑑定結果等の情報を総合的に判断し、出来る限り科学的な根拠に基づいて特定する。

イ 遺体の埋葬等

(ア) 遺体の埋葬

- a 身元の判明しない遺体又は、遺体の引取人である遺族等が判明していても災害時の混乱で、遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際に死亡したもので各種事情により、遺族等による埋葬ができないものについて、町が埋葬を行う。
- b 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により、火葬又は土葬等の方法により行うものとするが、身元不明あるいは、災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。
- c 県内市町村ごとの火葬場、処理能力等
県計画《資料編15.5 市町村等別火葬場の一覧表》参照

(イ) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずるものとする。また、その遺骨及び遺留品は、遺骨遺留品保管所等に保管する。

(ウ) 必要帳票等の整理

埋葬等を実施し又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合は、次の書類・帳簿等を整備、保存する。

- a 救助実施記録日計票
- b 埋葬台帳
- c 埋葬費支出関係証拠書類

9. 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

大規模な災害時は、社会的な混乱や心理的動搖も多分に存在すると考えられるので社会秩序の維持が重要な課題となる。

また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要がある。これらについて、関係機関等は適切な措置を講ずる。

(1) 社会秩序の維持

警察機関は、被災地及びその周辺においては、独自に又は防犯団体等と連携してパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い安全確保に努める。

(2) 物価の安定、物資の安定供給

県は、物価の安定、物資の安定供給に対して、以下の対策を行う。

ア 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施

定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を実施する。

イ 生活関連物資等苦情相談所の開設

被災地内に生活関連物資等苦情相談所を開設し、生活関連物資等に関する苦情相談に応じる。

ウ 大規模小売店及びガソリンスタンド等の稼働状況等の把握

大規模小売店及びガソリンスタンド等生活に密着した店舗等の稼働状況等をできる限り毎日把握する。

エ 物価の安定等に関する情報の提供

上記ア～ウ項で得た情報を県民等に提供する。

オ 関係業界等への価格値下げ及び事業者、関係業界への生活関連物資等の確保の要請

調査結果等に基づき価格の高騰、物資の不足があった場合は、関係業界等への価格値下げ及び事業者（主要な卸売り、小売業者、生産者団体）関係業界（荷受業者、輸送機関）へ生活関連物資等の確保を要請する。

10. 施設、設備の応急復旧活動

通信施設、二次災害を防止するための町土保全施設、被災者の生活確保に必要なライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

(1) 公共施設等の応急復旧

公共施設が被災した際、特に、重要な施設で比較的処理が容易な公共施設に対しては、迅速に応急工事を行う。

この際、重視する施設は、以下のとおり。

- ① 主要道路
- ② 幹線鉄道
- ③ 主要河川海岸堤防

(2) ライフライン事業者等の管理施設の応急復旧

災害の程度、施設の重要度を勘案の上、特に必要と認められる場合は、応急対策活動の実施について、県災害対策本部等を通じて又は事業所等へ直接依頼する。

ア 電力施設の応急対策

噴石や地震等で、電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に、初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、九州電力株式会社は、電力施設の防護、復旧を図り、早急な電力供給の確保に努める。

(ア) 電力供給設備の復旧順位

社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位を原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電力供給設備の早期復旧を行うため、必要に応じ道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

(イ) 需要家への電力供給の順位

極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線の優先的な復旧を進める。

イ ガス施設の応急対策

噴石や地震等で、ガス管等やプロパンガス被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。

さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、ガス事業者等は、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

緊急時の連絡先は、次のとおり。

※ 事故発生当事者（消防署に連絡するとともに、販売店に連絡する。）

● 消防署（119）→ 警察署（110）→（警察本部・九州電力）

● 供給販売店（最寄りの販売店）

↓

○ 県LPGガス協会 099-250-2535

↓

○ 危機管理防災局消防保安課保安係 099-286-2262（昼夜）

ウ 上水道施設の応急復旧

噴石や地震等で、給水が停止した場合は、住民生活への支障はもちろん、初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくするよう努める。

応急対策の要領は、次のとおり。

- ・ 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入した恐れがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- ・ 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの配水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- ・ 施設に汚水が侵入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒を行い水の消毒を強化して給水する。
- ・ 施設が破損し、一部の区域が給水不能となったときは、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。
- ・ 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに、他の市町村から給水をうけるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか、給水場所等について、住民への周知を徹底する。

(3) 電気通信施設の応急復旧

噴石や地震等で、電柱の倒壊、通信線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、電気通信事業者は、迅速に、かつ、重要度、優先度を考慮して、電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

11. 被災者等への情報伝達活動

流言、飛言等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

(1) 被災者等への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、火山活動、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

この際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

ア 情報伝達手段

情報伝達にあたっては、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、パソコンネットワーク・サービス会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努める。

イ 町の行う広報

異常現象が発生し、噴火警報等が発表される等、噴火の発生が予想される段階から、避難が完了するまで広報活動を実施する。

住民に対する広報の内容は、概ね次のとおりとする。

- ① 噴火前兆現象（異常現象）の状況
- ② 噴火前兆現象（異常現象）に対する気象台の見解及び噴火警報等
- ③ 避難に関する事項
 - ・ 避難の必要性
 - ・ 集結地点及び避難先、避難場所
 - ・ 避難の準備、特に携帯品
 - ・ 交通状況（交通途絶場所等）
- ④ 火山活動の状況
 - ・ 噴火地点
 - ・ 噴火の状況
 - ・ 噴火の影響
- ⑤ 被害の状況
 - ・ 被害区域
 - ・ 人の被害状況
 - ・ 交通施設の被害（特に道路）
- ⑥ 災害対策の状況
 - ・ 災害対策本部の設置状況
 - ・ 移動無線局の配置状況
 - ・ 医療救護班の配置状況
 - ・ 避難車両の配置状況
- ⑦ その他必要事項

(2) 住民等への対応

必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等、体制の整備を図るとともに、情報のニーズを見極め収集・整理を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があった時は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

被災者の中に配偶者から暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

12. 二次災害の防止活動

火山噴火による噴出物等が堆積している場所では、降雨等による二次的な土砂災害を考えられる。

このため、専門技術者等の支援を依頼して、土砂災害等の危険箇所の点検を行うとともに、災害発生の危険性が高いと判断された箇所は、関係機関や住民に周知・徹底を図り、警戒避難体制の整備や応急対策を速やかに行う。

13. 自発的支援の受け入れ

(1) ボランティアの受け入れ

関係団体等と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、受け入れ体制を確立する。

ボランティアの受け入れは、老人介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じて活動拠点を提供する等、ボランティア活動の支援に努める。

(2) 義援金・義援物資等の受け入れ

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、関係機関及び県の協力を得て寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に分配するとともに、義援金は、できる限り迅速な配分に努める。

また、義援物資は、被災者の需要を十分把握し必要とする物資の広報に努める。

第4章 災害復旧・復興

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すもので、地域の社会経済活動が低下する状況に鑑みて、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

1. 地域の復旧・復興の基本の方針の決定

被災の状況、火山周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて、早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

(1) 被害が比較的軽い場合の基本的方向

火山の噴火に伴う被害が比較的少なく、局地的な場合でかつ被害が短期で終息することが予測されている場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

(2) 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な噴火による多量の噴出物が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。

その場合、災害に強い地域づくり、火山災害を克服した地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。

被災地の復旧・復興は、県及び町が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。

ただし、応急対策、復旧・復興において、多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

2. 迅速な原状復旧の進め方

(1) 復旧にあたっての基本方針

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して再度の災害の発生を防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

(2) 復旧事業の推進

ア 公共土木施設

公共土木施設災害の復旧事業の推進は、次により実施する。

(ア) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国及び県への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。

(イ) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。

- (ウ) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき、周到な計画を立てる。また、本査定の場合は、査定前日に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (エ) 復旧災害にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧できるよう提案する。
- (オ) 査定終了後は、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (カ) 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により、町単防災として行う等の計画を行う。
- (キ) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるのでこのような事態を想定して十分検討しておく。
- (ク) 災害の増加防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (ケ) 大災害発生を想定して査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。
- (コ) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

イ ライフライン施設等

公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、次の点に留意する。

- (ア) ライフライン関係事業者は、県や町を経由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。
- (イ) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定期を明示する。

ウ 降灰対策

火山噴火に伴う降灰により、交通及び住民の日常生活等に支障を及ぼしている場合、県、町、各関係機関、住民等はその役割を明確にし、速やかに降灰除去、障害の軽減を図る。

- (ア) 実施責任者
火山噴火に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理するものが行う。
この場合において、住民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力する。

(イ) 道路の降灰除去

- a 主要道路の降灰除去は、国道指定区間については国が、他の国道及び県道については県が、市町村道については町が行う。
- b 主要道路以外の道路に関わる降灰除去は、住民が相互に情報を交換し、降灰除去の迅速化、円滑化に努める。
- c 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去等応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(ウ) 宅地内の降灰除去

- a 住民自らがその除去に努め、除去した降灰は、指定する場所に集積し、町はこれらを収集する。
- b 宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため自治会、商店会等の自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

(工) 農地・山地・農作物対策

農作物によってその対応は異なるが、応急措置と事後措置に区分して対応する。

工 溶岩対策

火山噴火に伴う溶岩の堆積量が少なければそれを取り除けるが、一般的には堆積量が多く取り除くことは困難である。

地盤の性状を調査し安全性を確認した上で、土地利用を図る。

オ 火碎流対策

溶岩対策と基本的に同じであるが、溶岩の堆積物処理よりは、取り除くことが可能であり、埋め立て等に利用するなど対策を検討する。

カ 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定める。

(3) 事業計画の種別

次に掲げる事業計画は、基本方針の基礎として、被害の都度検討、作成する。

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ・ 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - ・ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ・ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - ・ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産施設災害復旧事業計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 住宅福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ その他の災害復旧事業計画

3. 計画的復興の進め方

(1) 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

このため、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

(2) 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおり。

- ① 再度の災害の防止とより快適な空間・都市環境を目指す。
- ② 住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。
- ③ 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえて機能的でかつゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

(3) 防災まちづくりの基本目標

- ① 火山災害（噴出岩塊による災害、溶岩流、泥流、土砂流による災害等）に対する安全性の確保
- ② 火山活動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保
- ③ 町の基盤施設（避難路、避難場所、避難所、延焼遮断帯、防災活動の拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など）の整備
- ④ 防災安全街区の整備
- ⑤ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備
- ⑥ ライフライン、建築物や公共施設の耐震、不燃化の促進
- ⑦ 耐震性貯水槽の設置等

4. 被災者等の生活再建等の支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きい役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

細部は、一般災害対策編（第4部第2章）による。

第5章 繼続災害への対応方針

火山の噴火等が長期化する場合は、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じて作成する。

1. 避難対策

火山現象に関する情報を迅速かつ的確に関係機関及び住民に伝達するための体制を整備するとともに、避難誘導体制の強化を図る。
また、県や関係機関の助言を受けて、火山の活動状況に応じた警戒避難体制の運用や火山活動の変化に応じた警戒避難対策の適切な実施に努める。

2. 安全確保対策

国・県等の協力のもと、泥流、土石流対策等の安全確保策を講ずる。
特に、火山の噴火等が長期化、反復するおそれがある場合は、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等を建設するよう努めるとともに、復興計画に基づき、必要に応じて土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努める。

3. 被災者の生活支援対策

災害の長期化は、地域社会に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じて災害継続中においても国・県等の協力のもと、避難生活の長期化に対応した避難者への精神面の支援をはじめ、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧及び被災地域の復興を図るための措置を行う。

また、広域的の避難に備えて、広域応援協定の締結等を進める。

余 白